

# 第2次常総市 男女共同参画計画

後期実施計画

2019年度～2023年度

【改訂版】



常総市





## はじめに

現在、我が国においては、男女共同参画社会を実現することが重要課題の一つであり、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、「男女共同参画基本法」に基づいた積極的な取り組みが進められています。

本市においても、「常総市男女共同参画推進条例」の制定、「常総市男女共同参画基本計画」の策定を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を積極的に展開してまいりました。

近年では、少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少していく中で、地域社会の活性化を図るためには、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりがますます重要となるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、市では今年度が、平成26年度からの10年間を計画期間とする「第2次常総市男女共同参画計画」の中間年度に当たることから、施策の見直しを行い、働く場での女性の活躍推進や、女性の視点からの地域防災の推進などを追加し、平成31年度からの5年間に向けた「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」を策定いたしました。

計画の中では、「認め合い 助け合い 男女（みんな）でつくる 常総市」をスローガンとし、男女がお互いの人権を尊重し、協力し合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

今後も、市民、事業者及び関係団体の皆様と、より一層の連携・協力を図りながら各種施策を推進してまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート等を通して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました常総市男女共同参画推進審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成31年3月

常総市長

神尾岳志



## もくじ

第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6
第2章 計画策定の背景	
第1節 世界の動き	9
第2節 国の動き	10
第3節 県の動き	12
第4節 市の取組	13
第5節 前期実施計画の評価	15
第6節 市民生活と意識の変化	16
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 基本理念	25
第2節 施策を推進する視点	26
第3節 施策体系	27
第4章 施策展開	
基本目標1 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり	31
1-1 家族を思いやる意識づくり	31
1-2 地域で分かち合う意識づくり	35
1-3 働く場で助け合う意識づくり	38
1-4 教育の場で育ち合う意識づくり	41
1-5 国際的視野を身につける意識づくり	43
基本目標2 いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり	44
2-1 家庭で進める環境づくり	44
2-2 地域で進める環境づくり	48
2-3 働く場で進める環境づくり	51
2-4 教育の場で進める環境づくり	54
2-5 国際社会で進める環境づくり	56
基本目標3 お互いに支えあうための土台づくり	57
3-1 健やかなところとからだを保つ土台づくり	57
3-2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり	62

## 第5章 計画の推進

第1節 推進体制の整備.....	67
第2節 計画の進行管理.....	68
第3節 目標値の設定.....	68

### 資料編【当初】

計画策定の経過.....	71
常総市男女共同参画推進条例.....	72
常総市男女共同参画推進審議会委員名簿.....	76
常総市男女共同参画推進本部設置規程.....	77
常総市男女共同参画推進本部委員名簿.....	80
常総市男女共同参画推進委員名簿.....	81
諮問書.....	82
答申書.....	83
市民意識調査の概要.....	84
ジェンダーギャップ指数.....	91

### 資料編【改訂版】

計画策定の経過.....	94
常総市男女共同参画推進審議会委員名簿.....	95
常総市男女共同参画推進本部設置規程.....	96
常総市男女共同参画推進本部委員名簿.....	99
常総市男女共同参画推進委員名簿.....	100
諮問書.....	101
答申書.....	102

## 第1章 計画策定にあたって



水海道中学校 やまざき山崎 ゆみ結心さん



## 第1節 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題のひとつとして位置づけ、1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

この法律では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組を総合的、計画的に推進していくため、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定を、第13条では国に、第14条では都道府県に義務付けています。また、市町村においても、14条で努力規定として「男女共同参画基本計画」の策定が明記されています。

本市においても、2007年3月に制定した「常総市男女共同参画推進条例」に基づき、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、2013年度に策定した「第2次常総市男女共同参画計画」を指針に、市、市民及び事業者が一体となり、男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかし、依然として男女共同参画があらゆる人々にとって必要であるという認識が浸透していないこと、女性の社会進出は進んでいるとはいえ、方針の立案・決定過程への参画は十分とはいえず、長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルからの転換が進まず、仕事と家事・育児・介護等の両立が依然として難しいなど、様々な分野において解決すべき課題が残されています。

本市では、計画期間の中間年度を迎え、これまでの取組や市民アンケート調査の結果を踏まえ、国・県の動向や社会情勢の変化に対応し、より効果的に施策を展開するため、中間見直しによる「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」を策定しました。

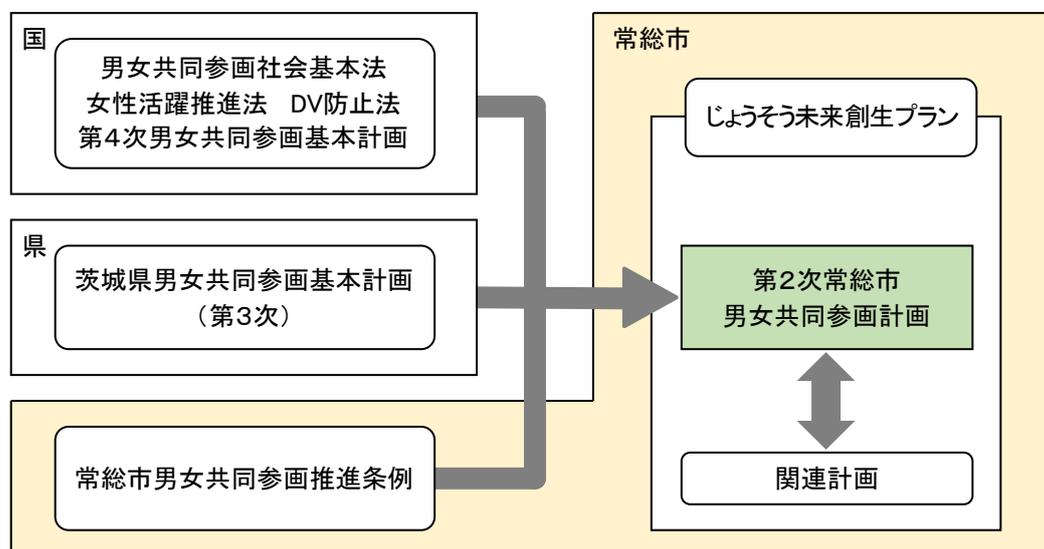
なお、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法<sup>\*1</sup>という。）」に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法<sup>\*2</sup>という。）」に基づく「市町村推進計画」を包含しています。

- \*1 DV防止法：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、2001年に施行されました。
- \*2 女性活躍推進法：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、2015年に施行されました。

## 第2節 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、本市における「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえた計画です。
- (3) 本計画は、「常総市男女共同参画推進条例」第8条に規定する基本的施策として位置付けられており、市の男女共同参画政策を総合的、計画的に進めていくための指針となります。
- (4) 本計画は、「じょうそう未来創生プラン\*」をはじめ、市の各種計画等と整合性を図り、市民の理解と協力のもと、市民、地域の各種団体、企業、行政等が一体となって推進するものです。
- (5) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含し、女性の活躍推進に向けた取組を示します。
- (6) 本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含し、DVの防止と、被害者の保護・自立支援に関する取組を示します。

### ■ 計画関係図



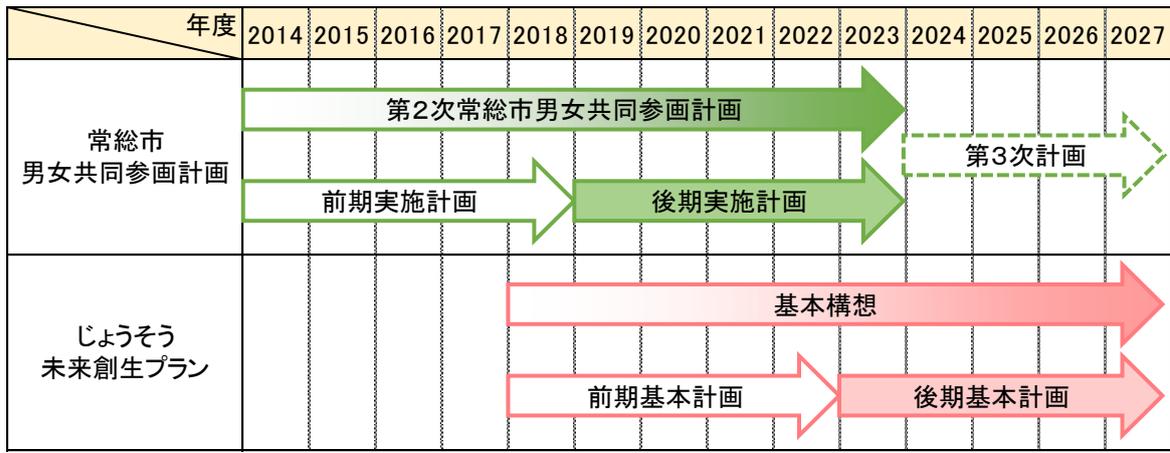
\*じょうそう未来創生プラン：常総市総合計画の計画期間が終了し、2018年度からの新たな総合計画です。本市のあるべき姿と進むべき方向性の基本的な指針として、市民の皆さまにまちづくりの長期的な展望を示すもので、本市のまちづくりや地域経営の最上位に位置づけられる計画です。

### 第3節 計画の期間

計画の目標、施策の方向性については、2014年度から2023年度までの10年間とし、後期実施計画を2019年度から2023年度までの5年間とします。

後期実施計画の計画期間が終了する2023年度には、本計画の進捗状況や社会状況を勘案したうえで、本計画について見直し作業を実施することとします。

■ 計画の期間



## 第4節 計画の策定体制

### 1 各種会議における審議

幅広い関係者の参画により、本市の特性に応じた計画策定ができるよう、庁議の構成職員を主に組織する「常総市男女共同参画推進本部（以下、推進本部という。）」、庁内関係課で構成する「常総市男女共同参画推進委員会（以下、推進委員会という。）」、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表者で組織する「常総市男女共同参画推進審議会（以下、推進審議会という。）」を開催し、施策等の進捗状況の確認、計画案の協議・検討等を行いました。

### 2 市民意識の反映

本計画の策定にあたって、今後市民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、「男女共同参画社会に関する市民意識調査（以下、市民意識調査という。）」を実施しました。

#### ■調査概要

調査対象	市内に住む18歳から70歳未満までの住民1,500人（無作為抽出）
実施方法	郵送による送付及び回収
調査期間	2017年11月1日から2017年11月17日まで

※調査結果の概要は資料編（84頁～90頁）に掲載しています



「推進委員会によるグループワーク」

## 第2章 計画策定の背景



石下西中学校 わたなべ 渡邊 ひとみ 瞳さん



## 第1節 世界の動き

和暦（西暦）	主な動き
1975年 （昭和50年）	「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ○「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択。 ○「国連婦人の10年」（1976年（昭和51年）～1985年（昭和60年））を決定し、世界的な取組を開始。
1979年 （昭和54年）	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。1981年（昭和56年）に発効（日本では、1985年（昭和60年）に条約を批准）。
1985年 （昭和60年）	「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）開催 ○2000年（平成12年）に向けて、各国が取り組むべき指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。
1995年 （平成7年）	「第4回世界女性会議」開催（北京） ○女性と健康、女性に対する暴力などの12の課題が示された「行動綱領」と女性の地位向上の指針である「北京宣言」を採択。
2000年 （平成12年）	国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ○「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択。
2005年 （平成17年）	第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク） ○「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認。完全実施宣言を採択。
2006年 （平成18年）	「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京） ○「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマにし「東京閣僚共同コミュニケ」を採択。
2010年 （平成22年）	第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク） ○「北京宣言及び行動綱領」及び第23回国連特別総会の成果文書並びに第4回世界女性会議10周年の婦人の地位委員会の宣言を再確認。完全実施宣言を採択。
2011年 （平成23年）	○ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）が発足。
2014年 （平成26年）	第58回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） ○「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択。
2015年 （平成27年）	第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」）開催（ニューヨーク） ○「北京宣言及び行動綱領」、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認。完全実施宣言を採択。

## 第2節 国の動き

和暦（西暦）	主な動き
1975年 （昭和50年）	○女性の地位向上のための本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置。
1977年 （昭和52年）	○1977年（昭和52年）「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明確化。
1985年 （昭和60年）	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の公布等国内法を整備。
1987年 （昭和62年）	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定。
1991年 （平成3年）	○「育児休業法」を公布。
1996年 （平成8年）	○新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定。
1999年 （平成11年）	○「男女共同参画社会基本法」を施行。 ○「男女雇用機会均等法」を改正。
2000年 （平成12年）	○「男女共同参画基本計画」を策定。 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を施行。
2001年 （平成13年）	○中央省庁等改革により、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。 ○「DV防止法」の成立。
2003年 （平成15年）	○「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を施行。
2004年 （平成16年）	○「DV防止法」を改正。
2005年 （平成17年）	○「第2次男女共同参画基本計画」を策定。 ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」を改正。（休業取得対象の拡大、休業期間の拡大等）
2007年 （平成19年）	○ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。 ○「DV防止法」を改正。
2008年 （平成20年）	○「女性の参画加速プログラム」の決定。
2009年 （平成21年）	○「育児・介護休業法」を改正。（希望者の短時間勤務制度、残業免除制度の導入義務化等）

和暦（西暦）	主な動き
2010年 （平成22年）	○「第3次男女共同参画基本計画」（2020年までの政策の方向性と2015年度までの具体的な施策）を策定。
2013年 （平成25年）	○「DV防止法」を改正。 ○「日本再興戦略」を閣議決定。（中核に女性の活躍推進を位置づける）
2014年 （平成26年）	○「『日本再興戦略』改訂2014」を閣議決定。（女性の更なる活躍推進を柱に掲げる） ○「すべての女性が輝く社会づくり本部」を内閣府に設置。
2015年 （平成27年）	○「女性活躍推進法」を施行。 ○「第4次男女共同参画基本計画」を策定。
2016年 （平成28年）	○「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定。（希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロの実現等）

### 第3節 県の動き

和暦（西暦）	主な動き
1978年 （昭和53年）	○婦人問題を担当する課として、生活福祉部に「青少年婦人課」を設置。
1980年 （昭和55年）	○婦人問題の担当課を「婦人児童課」とする。 ○「第2次県民福祉基本計画」で、婦人問題を「婦人の福祉の向上」と位置づける。
1986年 （昭和61年）	○「新県民福祉基本計画」で、婦人問題を「女性の地位向上と社会参画の促進」と位置づける。
1987年 （昭和62年）	○女性教育の振興を目的として「茨城県立婦人教育会館」を設置。
1990年 （平成2年）	○1990年（平成2年）に「婦人問題推進有識者会議」から女性プラン策定に関する提言を受け、1991年（平成3年）に「いばらきローズプラン21」を策定。 ○女性行政施策の推進を図るための体制として「いばらきローズプラン21推進委員会」及び「茨城県女性対策推進本部」を設置。
1994年 （平成6年）	○福祉部に「女性青少年課」を設置。
1995年 （平成7年）	○「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」を位置づける。 ○県が取り組むべき女性施策の指針として「いばらきハーモニープラン」（平成7年度～平成17年度）を策定。
1997年 （平成9年）	○「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改名し、「茨城県鹿行生涯学習センター」を併設。
1999年 （平成11年）	○女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編。
2001年 （平成13年）	○「茨城県男女共同参画推進条例」を制定。 ○「茨城県男女共同参画審議会」を設置。 ○「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」に改名。
2002年 （平成14年）	○「茨城県男女共同参画基本計画」（平成13年度～平成22年度）を策定 ○「茨城県男女共同参画実施計画」（平成13年度～平成17年度）を策定。 ○「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置。
2006年 （平成18年）	○「茨城県男女共同参画実施計画」（平成18年度～平成22年度）を策定。
2011年 （平成23年）	○「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度～平成27年度）を策定。
2014年 （平成26年）	○「ウィメンズパワーアップ会議」を設置。「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ！チャレンジ！いばらきウーマン！！」の提言書を受ける。
2016年 （平成28年）	○「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」（平成28年度～平成32年度）を策定。

## 第4節 市の取組

和暦（西暦）	主な取組
1995年 （平成7年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1996年（平成8年）までの2か年で県教育委員会の委託事業「いばらき女性フレッシュサポート事業」を実施。</li> <li>○「女と男との共生プラン水海道」（市内24の女性団体の代表）を組織化。</li> </ul>
1997年 （平成9年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性団体みつかいどう事業委員会」（旧水海道市内25の女性団体の代表）を設立。</li> </ul>
2001年 （平成13年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第四次水海道市総合振興計画後期基本計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づける。</li> <li>○企画課に「男女共同参画室」を設置。</li> <li>○「男女共同参画に対する市職員の意識調査」を実施し、庁内における取組を開始。</li> </ul>
2002年 （平成14年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の代表によって組織された「水海道市男女共同参画プラン策定委員会」と庁内組織である「水海道市男女共同参画庁内推進会議」及び「水海道市男女共同参画推進ワーキングチーム」を設置。</li> <li>○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。</li> </ul>
2003年 （平成15年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「市民懇談会」を実施し、市民の意識や実態、要望を把握。</li> </ul>
2004年 （平成16年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「水海道市男女共同参画計画」（平成16年度～平成25年度）を策定。（平成18年の合併により「常総市男女共同参画計画」と名称を改める）</li> </ul>
2006年 （平成18年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合併により「常総市」となる。</li> <li>○「男女共同参画に対する市職員アンケート調査」及び「市内事業所アンケート調査」を実施。</li> </ul>
2007年 （平成19年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「常総市男女共同参画推進条例」を制定、施行。</li> <li>○「常総市男女共同参画推進審議会」を設置。</li> </ul>
2008年 （平成20年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性相談窓口」を開設。</li> <li>○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。</li> </ul>
2009年 （平成21年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「常総市男女共同参画計画（改訂版）」（平成21年度～平成25年度）を策定。</li> </ul>
2010年 （平成22年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機構改革により市民協働課に「男女共同参画室」を設置。</li> </ul>
2011年 （平成23年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画広報紙「じょうそう」創刊号を発行。</li> </ul>
2012年 （平成24年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「DVと子どもの虐待」相談員養成講座を実施。</li> </ul>
2013年 （平成25年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。</li> </ul>

## 第2章 計画策定の背景

和暦（西暦）	主な取組
2014年 （平成26年）	○「第2次常総市男女共同参画計画」（平成26年度～平成35年度）の策定。
2015年 （平成27年）	○市職員の「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」を実施。
2016年 （平成28年）	○DV防止啓発講座として高校においてデートDV講座を実施。
2017年 （平成29年）	○DV防止啓発講座として高校においてデートDV講座を実施。 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。



「水海道第一高等学校においてデートDV講座を実施」

## 第5節 前期実施計画の評価

前期実施計画に示した実施事業の進捗状況について、5段階の評価結果は以下の通りです。

(2017年度実績)

基本目標	施策の方向	達成度					
		A	B	C	D	E	－
基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり	施策の方向Ⅰ－1 家族を思いやる意識づくり	19	0	0	1	0	0
	施策の方向Ⅰ－2 地域で分かち合う意識づくり	7	1	0	0	0	0
	施策の方向Ⅰ－3 働く場で助け合う意識づくり	7	1	0	2	0	0
	施策の方向Ⅰ－4 教育の場で育ち合う意識づくり	4	0	0	0	0	0
	施策の方向Ⅰ－5 国際的視野を身につける意識づくり	2	1	0	0	0	0
基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり	施策の方向Ⅱ－1 家庭で進める環境づくり	5	4	1	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－2 地域で進める環境づくり	11	4	3	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－3 働く場で進める環境づくり	6	2	0	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－4 教育の場で進める環境づくり	4	0	0	0	0	0
	施策の方向Ⅱ－5 国際社会で進める環境づくり	2	1	0	0	0	0
基本目標Ⅲ お互いに支えあうための土台づくり	施策の方向Ⅲ－1 健やかなところとからだを保つ土台づくり	9	1	1	0	0	3
	施策の方向Ⅲ－2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり	11	4	1	0	0	0
実施事業 111 事業（事業内容に対して複数課の回答あり）		87	19	6	3	0	3

※達成度：A（かなり進んでいる：80%以上）、B（ある程度進んでいる：60%以上 80%未満）、C（どちらとも判断できない：30%以上 60%未満）、D（あまり進んでいない：10%以上 30%未満）、E（全く進んでいない：10%未満）、－（評価なし：事業の廃止など）

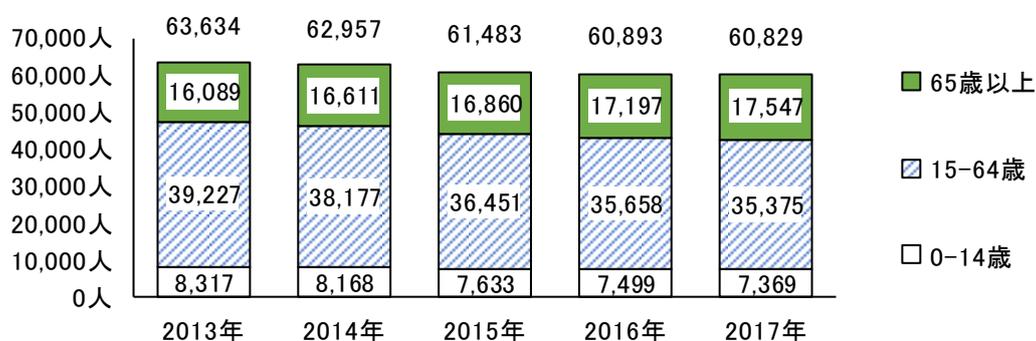
## 第6節 市民生活と意識の変化

### 1 人口の状況

本市の総人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。2017年には17,547人で、高齢化率（65歳以上）は28.8%となっており、全国及び茨城県より高くなっています。

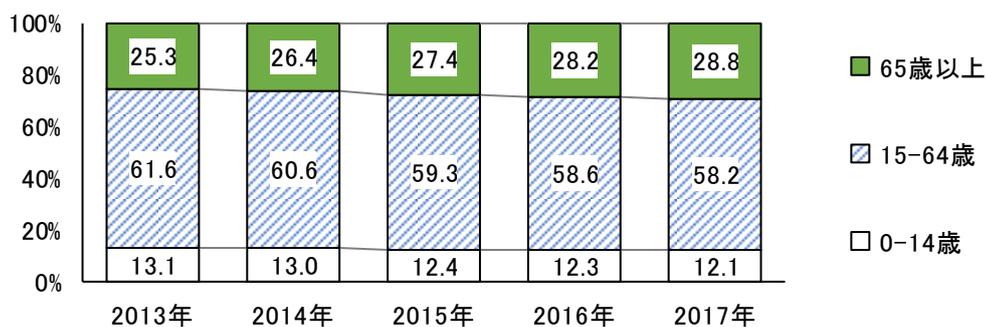
一方、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

#### ■人口の推移



資料：常住人口調査【常総市】(各年10月1日現在)

#### ■人口構成比の推移



資料：常住人口調査【常総市】(各年10月1日現在)

#### ■高齢化率の比較

	常総市	茨城県	全国
65歳以上人口(千人)	17	810	35,152
65歳以上人口割合(%)	28.8	28.3	27.7

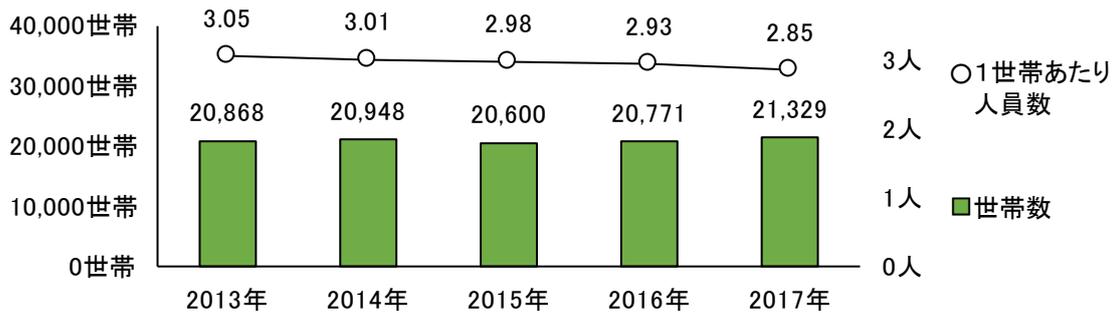
資料：総務省統計局人口推計【全国】，常住人口調査【茨城県，常総市】(2017年10月1日現在)

## 2 家族の状況

世帯数は近年増加傾向にあり、2017年には21,329世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員数は2015年に3人を下回り、核家族化が進行していることがうかがえます。

### ■世帯数の推移



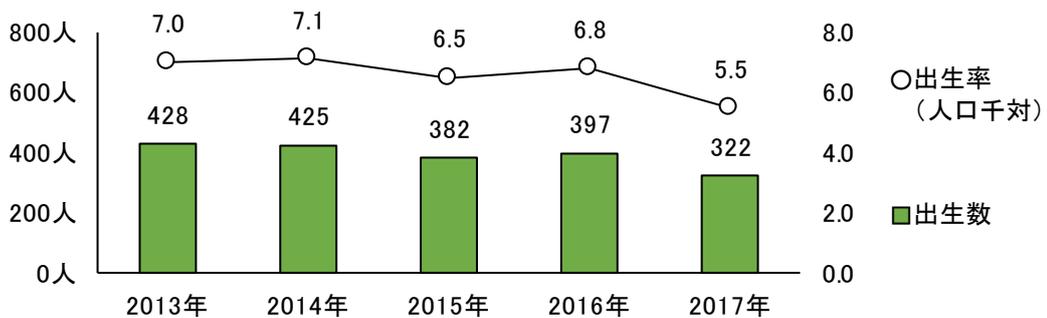
資料: 常住人口調査【常総市】(各年10月1日現在)※2015年のみ国勢調査

## 3 出生の状況

出生数は2017年には322人となり、過去5年間で最も少なくなっています。

また、出生率(人口千人に対する出生数の割合)も全国及び茨城県の水準より低くなっています。

### ■出生数及び出生率の推移



資料: 茨城県人口動態統計【常総市】

### ■出生率(人口千対)の比較

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
常総市	7.0	7.1	6.5	6.8	5.5
茨城県	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2
全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料: 茨城県人口動態統計

#### 4 労働の状況

労働力人口（15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの）は男女ともに減少していますが、女性の労働力人口の割合は増加しています。

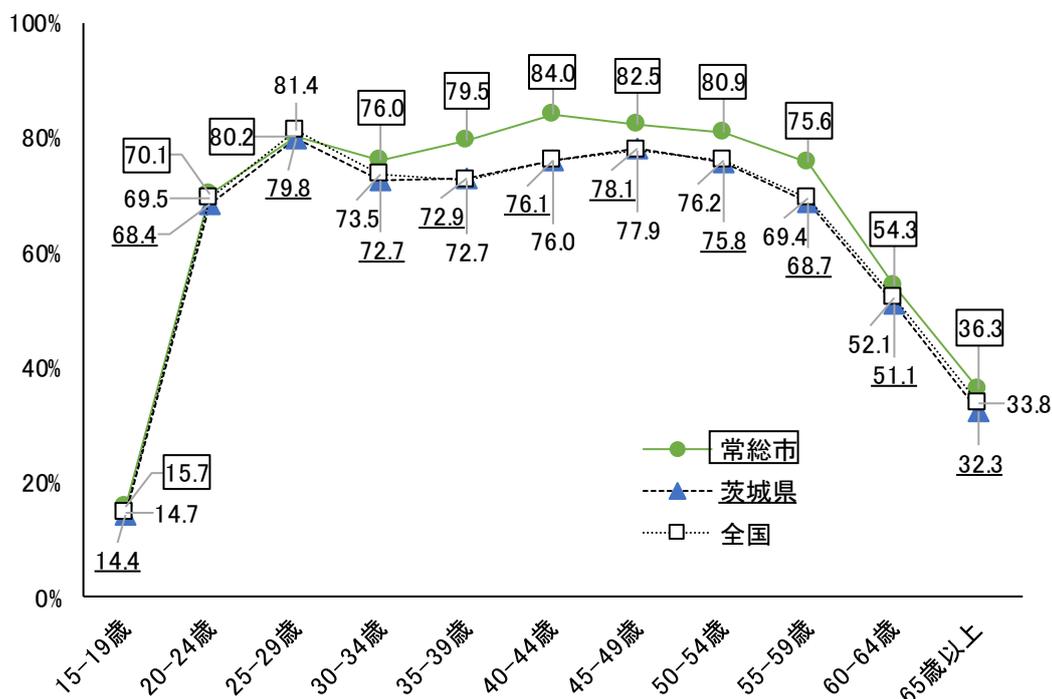
また、女性の年齢階級別労働力率は、全国的に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下するM字カーブ\*を描く傾向が続いていますが、本市では25～29歳以外のすべての年齢階級において、全国及び茨城県の割合を上回っています。

■労働力人口の推移

	労働力人口(人)			男女比(%)		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
2005年(旧水海道+旧石下)	21,683	14,913	36,596	59.2	40.8	100.0
2010年(常総市)	20,805	14,499	35,304	58.9	41.1	100.0
2015年(常総市)	17,979	13,223	31,202	57.6	42.4	100.0

資料: 国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の比較



資料: 国勢調査(2015年)

\*M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

### 5 女性の参画の状況

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の場に男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要とされています。

本市の審議会等における女性委員の割合や市議会における女性議員の割合は茨城県の平均よりも高く推移しており、さらに市職員における役職別人員の割合は年々高くなっています。

しかしながら、国際社会における日本女性の社会参画は、ジェンダーギャップ指数（資料編参照）によると149か国中110位と低くなっており、日本は男女が平等に教育を受けていても、女性の社会進出の割合は低く、国際社会における日本女性の社会への参画状況が、政治、行政、労働力、賃金とも低い水準であることが報告されています。

#### ■地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の割合

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
常総市	女性委員の人数(人)	130	150	151	156	149
	審議会等の委員総数(人)	495	584	564	605	577
	女性委員の割合(%)	26.3	25.7	26.8	25.8	25.8
県平均(%)		23.7	24.5	24.6	25.3	25.6

資料:内閣府男女共同参画局(各年4月1日現在)

#### ■市議会における女性議員の割合

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
常総市	女性議員の人数(人)	4	4	4	3	3
	女性議員の割合(%)	21.1	21.1	18.2	14.3	15.0
茨城県平均	女性議員の人数(人)	85	89	89	87	87
	女性議員の割合(%)	12.0	13.0	13.0	12.9	12.9

資料:常総市議会事務局(各年4月1日現在)  
茨城県市町村課行政グループ(各年1月1日現在)

#### ■市職員における役職別人員の割合

	2015年			2016年			2017年		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
部長級(人)	2	19	21	1	15	16	1	15	16
課長級(人)	1	29	30	3	29	32	2	33	35
課長補佐級(人)	8	34	42	21	35	56	27	30	57
係長(人)	38	63	101	40	61	101	40	61	101
計(人)	49	145	194	65	140	205	70	139	209
割合(%)	25.3	74.7	100.0	31.7	68.3	100.0	33.5	66.5	100.0

資料:常総市人事課(各年4月1日現在)

## 第2章 計画策定の背景

### 6 配偶者等に対する暴力

「DV防止法」が2001年に成立し、これまでに3回の改正を経て、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DVやデートDVという言葉も広く社会に認識されるようになりました。

しかし、近年では、ストーカー行為による被害や、SNSなどのインターネット上のツールを利用した犯罪が深刻化しています。

本市においては、2008年4月から毎月第3火曜日に、女性相談窓口を開設し、様々な相談に対応しています。その内、DVに関する相談では、県女性相談センターや警察などと連携をとりながら、関係各課への支援につないでいます。

■配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(2017年度) 単位: 件

	施設数	総数	相談の種類			男女の割合	
			来所	電話	その他	女性	男性
全 国	278	106,110	32,385	70,043	3,682	104,082	2,028
茨城県	3	1,495	357	1,097	41	1,482	13

資料: 内閣府男女共同参画局

■本市の女性相談件数 単位: 件

相談の主訴		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性相談日 (毎月1回)	離婚	6	5	5	7	6
	DV	0	2	1	1	2
	職場の人間関係	0	0	3	0	3
	仕事	1	0	1	0	0
	家庭の人間関係	20	17	18	16	17
	その他	3	5	9	12	14
	計	30	29	37	36	42
女性相談日 以外 (問合せ 件数)	離婚	1	0	1	0	0
	DV	20	16	8	13	11
	職場の人間関係	0	0	0	0	0
	仕事	0	0	0	0	0
	家庭の人間関係	2	0	3	1	0
	その他	4	1	1	1	3
	計	27	17	13	15	14

資料: 常総市市民協働課(各年3月31日現在)

## 7 生活困窮者等の状況

本市の生活保護の状況をみると、保護率は横ばいですが、県全体より低く推移しています。

今後、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しないためにも、多様な働き方の普及等への対応を進めるとともに、貧困等の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせるための環境整備を進める必要があります。

### ■生活保護の状況

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
常総市	被保護世帯(世帯)	337	319	283	294	295
	被保護人員(人)	420	384	346	363	341
	保護率(‰)	6.7	6.1	5.7	6.0	5.6
茨城県	被保護世帯(世帯)	19,832	20,253	20,745	21,291	21,887
	被保護人員(人)	26,016	26,235	26,603	27,168	27,631
	保護率(‰)	8.9	9.0	9.1	9.4	9.6

資料：茨城県市町村別保護状況(各年4月末現在)

\*保護率(‰)：人口1,000人当たりの被保護人員の割合です。

## 8 国際化の状況

本市の外国人の人口は、特にブラジル人が過半数を占め、県内ではつくば市に次いで多く住んでいます。

そのため、ポルトガル語の通訳・翻訳が可能な人材を市役所に配置し、窓口対応と文書・ホームページでの情報提供など外国人への行政サービスにも力を入れています。また、外国人の多い小中学校へ外国人児童生徒支援員の配置も行っています。

今後は、小学校での英語教育が充実されるなど、国際化社会の進展が見込まれることから、外国の人々との交流を深めながら、異文化に触れ、お互いの生活習慣を理解し、国際化に対応できる教育や環境整備が必要となります。

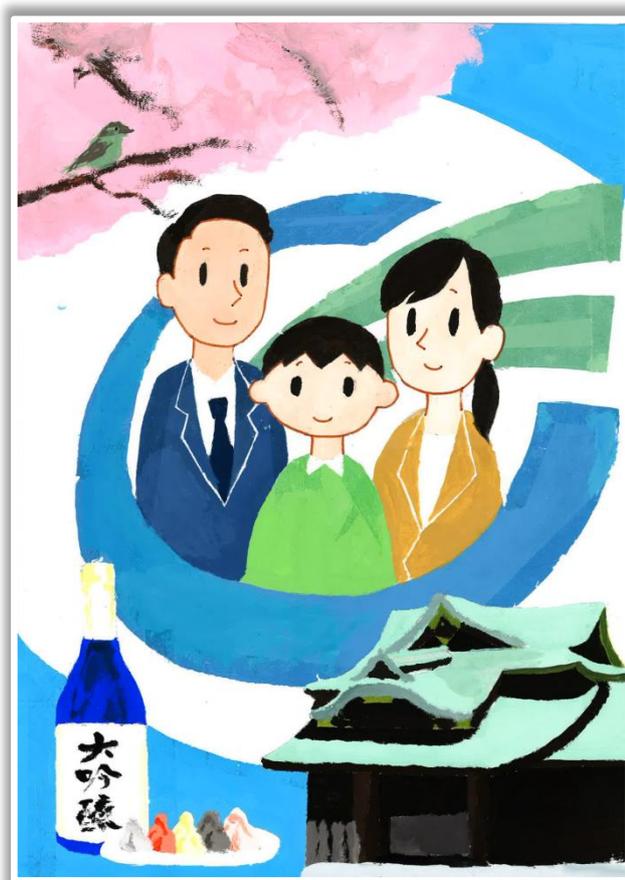
### ■外国人住民人口の状況

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
女性(人)	1,723	1,766	1,783	1,972	2,151
男性(人)	2,023	2,118	2,139	2,374	2,529
計(人)	3,746	3,884	3,922	4,346	4,680
世帯数(世帯)	1,777	1,824	1,811	2,038	2,258

資料：常総市住民基本台帳(各年12月末現在)



### 第3章 計画の基本的な考え方



水海道第一高等学校 すぎやま 杉山 あやね 愛也音さん



## 第1節 基本理念

すべての人が自らの主体的な意思によっていきいきと活動するためには、誰もが個人として尊重され、自らの能力や個性を自由に発揮して自分らしく生きることができる社会を築いていく必要があります。

本市では、以下の3つの考えを基本理念とし、男性も女性もその性別にとらわれることなく、個人としての意思を自ら選択して行動し、責任を担い、認め合い、助け合い、思いやりを持って生きる市民が集う、男女共同参画社会を目指しています。

- 1 男女それぞれの市民が自分らしく行動するため
- 2 市民がお互いに支えあう住みよいまちにするため
- 3 市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを実現するため

そして、後期実施計画となる本計画では、「認め合い 助け合い <sup>みんな</sup>男女でつくる 常総市」をスローガンとし、男女がお互いの人権を尊重し、協力し合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

**認め合い 助け合い <sup>みんな</sup>男女でつくる 常総市**



## 第2節 施策を推進する視点

この計画では、わたしたち一人ひとりの行動をわかりやすく整理するために、次の5つの視点を持って施策を推進します。

### 家庭

家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、家庭生活とその他の社会生活を両立する



### 地域

男女がともに、希望に応じて、安心して働き、子育てをすることができる地域社会を実現する



### 働く場

性別に関わりなく、能力を十分に発揮することができる社会づくりを推進する



### 教育の場

男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を促進する



### 国際社会

国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮する



### 第3節 施策体系

#### 基本目標1 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

施策の方向	施策
1 家族を思いやる意識づくり	(1) 広報活動の充実 (2) 意識の啓発 (3) 学習機会の提供
2 地域で分かち合う意識づくり	(1) 情報の収集と提供 (2) 学習及び成果発表機会の提供 (3) 社会通念や習慣の見直し
3 働く場で助け合う意識づくり	(1) 情報の提供 (2) 働きやすい就労環境の整備 (3) 職場環境の整備
4 教育の場で育ち合う意識づくり	(1) 指導・支援体制の充実
5 国際的視野を身につける意識づくり	(1) 国際交流・理解の促進

#### 基本目標2 いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

施策の方向	施策
1 家庭で進める環境づくり	(1) 家事への参画促進 (2) 子育てへの参画促進 (3) 介護への参画促進
2 地域で進める環境づくり	(1) 人材の育成と活用 (2) 活動の機会提供と促進
3 働く場で進める環境づくり	(1) 多様な働き方への支援 (2) 女性が活躍できる環境整備
4 教育の場で進める環境づくり	(1) 保育・教育内容の充実 (2) 学校生活の充実
5 国際社会で進める環境づくり	(1) 国際社会としての整備

#### 基本目標3 お互いに支えあうための土台づくり

施策の方向	施策
1 健やかなころとからだを保つ土台づくり	(1) 健康づくり・管理への支援 (2) 性と命が尊重される環境整備
2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり	(1) 子どもへの支援 (2) 高齢者への支援 (3) 障がいのある方への支援 (4) 女性の視点に立った地域防災の推進



## 第4章 施策展開



水海道中学校 あきた 秋田 ことね 琴音さん



## 基本目標 1 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

### 1-1 家族を思いやる意識づくり

#### 【現状と課題】

家庭における男女共同参画は、一人ひとりの役割分担を家族で話し合い、男女がお互いを思いやる意識を持ち、個々の家族がその家族に合った生活スタイルで楽しく暮らせるよう、社会全体の理解と認識を深めるための機会を充実させることが重要です。

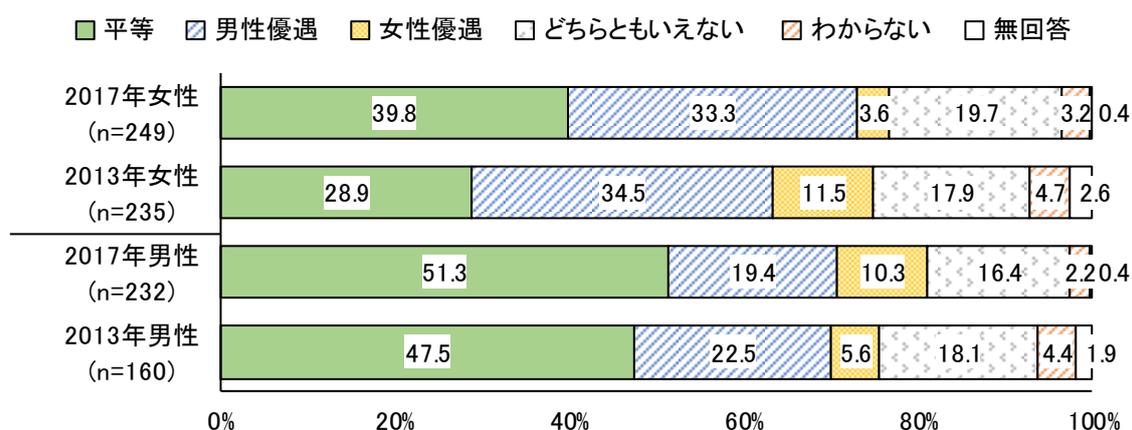
市民意識調査では、家庭の中で「平等」と感じていると答えた方は、男女ともに5年前より多くなっています。一方で、「男性優遇」と感じている女性は男性より多く、男性と女性では意識の差があることがわかります。

また、家庭内の役割分担において、日常の家事や乳幼児の世話などでは、男女ともに「平等」と「主に妻で夫が協力」が減少するとともに、「主に妻」が増加している状況です。

病人や高齢者などの介護は、男女ともに「平等」が増加しているものの、女性では「主に妻で夫が協力」が減少し、「主に妻」が増加するなど、家庭内の妻の負担が大きくなっていることがうかがえます。

今後は、そうした現状を踏まえ、家事を分担したり、男性も育児や介護に協力するなど、夫婦お互いが助け合うことができるよう、家庭や地域、学校や職場などあらゆる場での啓発活動や取組の充実が求められます。

#### ■男女の地位の平等感【家庭の中では】

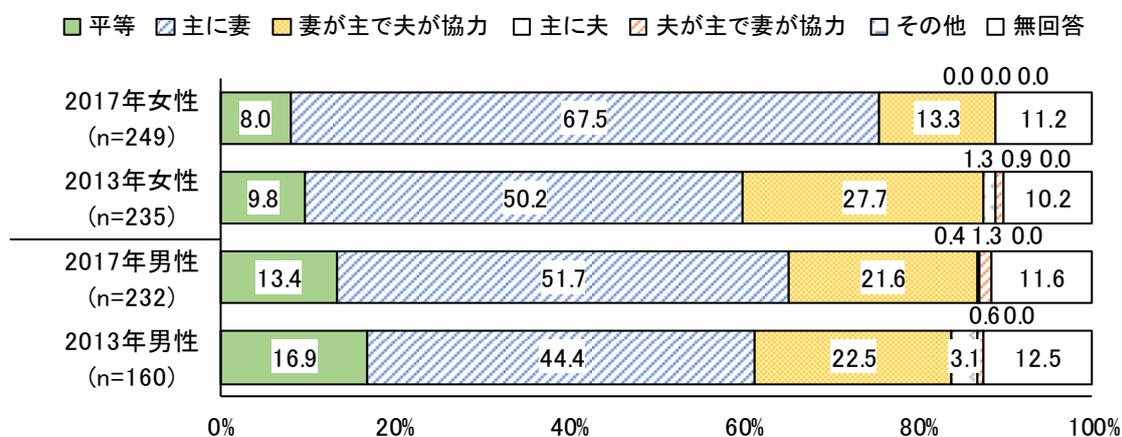


常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

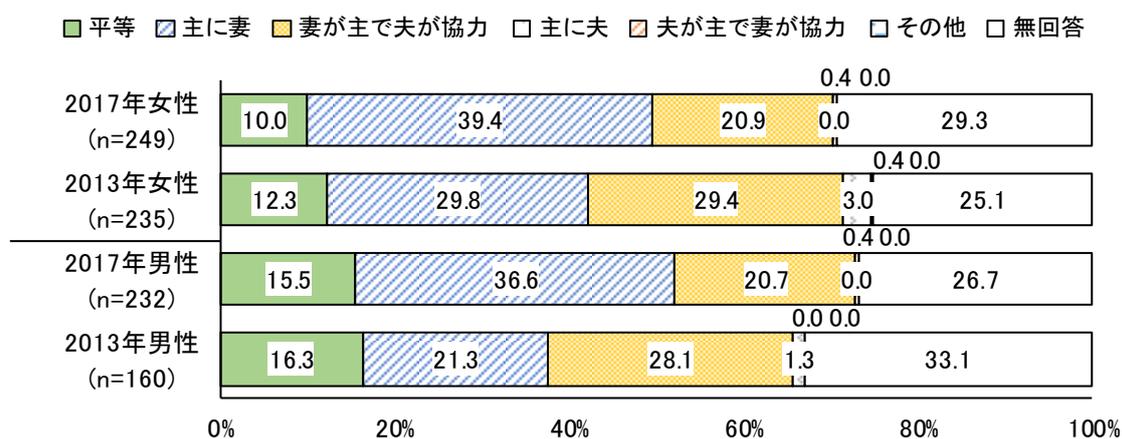
n = 有効回答者数

## 第4章 施策展開

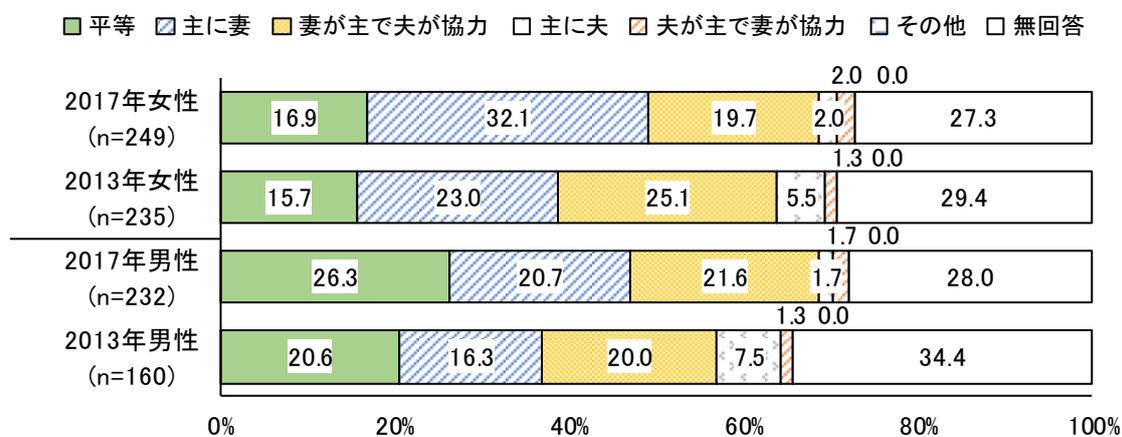
### ■家庭内の役割分担【日常の家事（洗濯・掃除）】



### ■家庭内の役割分担【乳幼児の世話】



### ■家庭内の役割分担【病人や高齢者などの介護】



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## (1) 広報活動の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
「男女共同参画の視点から公的広報の手引き」を活用した行政文書の作成	同手引きを広報紙等作成の際に活用する。	秘書課	継続
男女共同参画広報紙「じょうそう」の発行や男女共同参画だよりの発行	女性団体じょうそう事業委員会の編集協力により、男女共同参画広報紙発行や男女共同参画だよりを発行する。	人権推進課	継続
市ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供と更新	男女共同参画に関する講座や講演会、セミナーなどの情報提供を行う。	人権推進課	継続

## (2) 意識の啓発

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	市職員や市民への研修会を開催する。研修会、講演会、広報紙への掲載等市民にも積極的に意識の啓発に努める。	人権推進課	継続
	学校生活全般においてあらゆる機会を通じて家族を思いやる心の育成を図る。 また、家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る。	指導課	継続
	人権問題として啓発活動（イベント等で啓発用品を配布）を推進する。	人権推進課	継続
PTA総会などにおける保護者に対する男女共同参画の啓発	常総市PTA連絡協議会の中に、女性ネットワークを組織し、情報交換や研修会を実施する。	生涯学習課	継続
DV(ドメスティック・バイオレンス) 問題の周知	広報紙や男女共同参画だよりでDVを正しく理解するための啓発を実施する。	人権推進課	継続
DV防止啓発	DV被害者を増加させないよう、高校生や市民、教職員を対象にしたデートDV防止講座の開催やパンフレット等を配布し啓発活動に努める。	人権推進課	継続

#### 第4章 施策展開

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
人権相談や市民相談、福祉相談などの窓口の周知	下妻人権擁護委員協議会常総市部会主催で、人権相談事業を年4回実施する。	人権推進課	継続
	法律相談や行政相談、一般相談業務を実施する。	市民課	継続
	生活費や医療費の相談、また、その他母子・障がいのある方等の各種相談業務、電話等による相談にも応じる。	社会福祉課	継続
結婚相談、ふれあいパーティーの開催	少子化対策のため、ふれあいサポーターによる結婚相談や結婚促進に関する事業を実施する。	市民課	継続
関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	法務局等と連携し、日常において、人権擁護委員による相談業務を実施する。	人権推進課	継続
	定期的に要保護児童対策市町村支援事業会議を開催し、関係各課、保健所並びに児童相談所等との連携強化と相談体制の充実を図る。	こども課	継続
女性相談窓口の周知	月1回開設している女性相談窓口を周知する。	人権推進課	継続

#### (3) 学習機会の提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
家庭教育学級などでの「出前講座」の充実	人権問題のひとつとして、男女平等の意識づくりに取り組みながら、充実を図る。	生涯学習課	継続
学校関係者等を対象とした男女共同参画の啓発	若年層、教職員、保護者において、男女共同参画社会の正しい知識を学ぶ講座を開催する。	人権推進課	継続
男性を対象とした家事講座の開催	固定的性別役割分担意識の解消を目的とした、男性向けの家事講座を開催する。	人権推進課	継続
市民・市内事業者を対象とした講演会の実施	男女共同参画の意識改革を目的とした講演会を市民団体と協働で行う。	人権推進課	継続

1-2 地域で分かち合う意識づくり

【現状と課題】

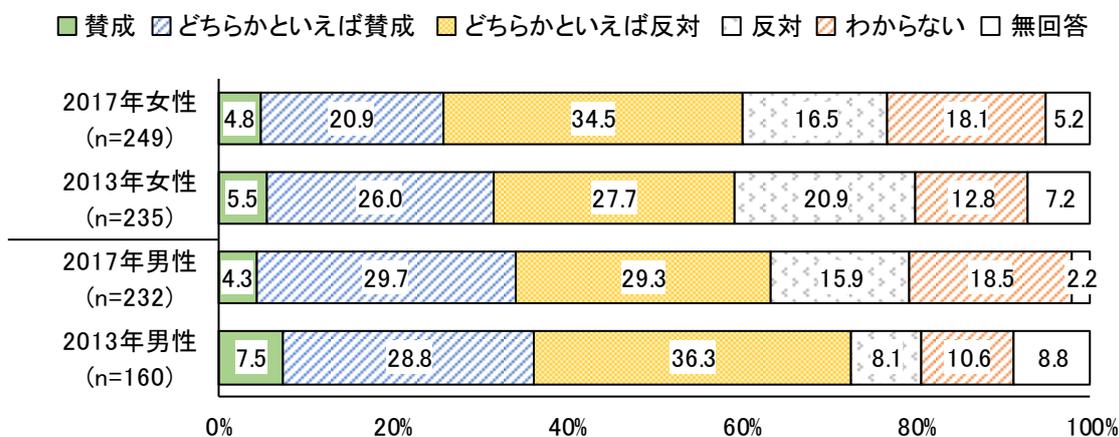
私たちの生活のなかで、固定的性別役割分担意識に自分の考え方や行動を規制されることがあり、時に一方の性が優遇されていると感じることがあります。

市民意識調査では、固定的役割分担意識について、女性では反対する意見（反対＋どちらかと言えば反対）が51.0%を占めており、男性でも45.2%と5年前の調査より多くなっています。

しかし、男女の地位の平等感をみると、地域社会の中やしきたりや習慣においては、「平等」と答えている人が男女ともに増えているものの、女性では「男性優遇」がそれ以上に増加するなど、依然として「男性優遇」の割合が高く、男女の意識差にも開きがあるようです。

今後は、若い人達の地域活動参加を促し、地域社会の中の固定的な役割分担意識や、従来の社会通念や習慣等を見直していく必要があります。

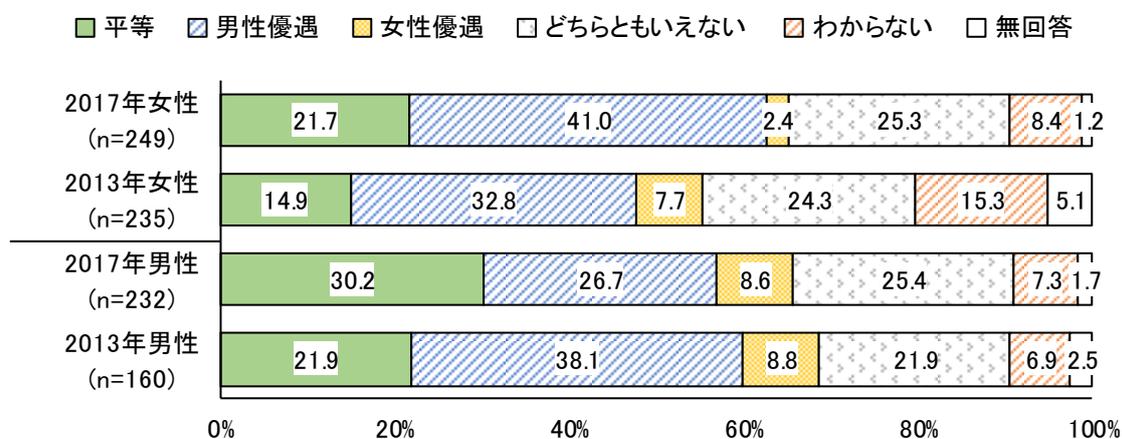
■固定的役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



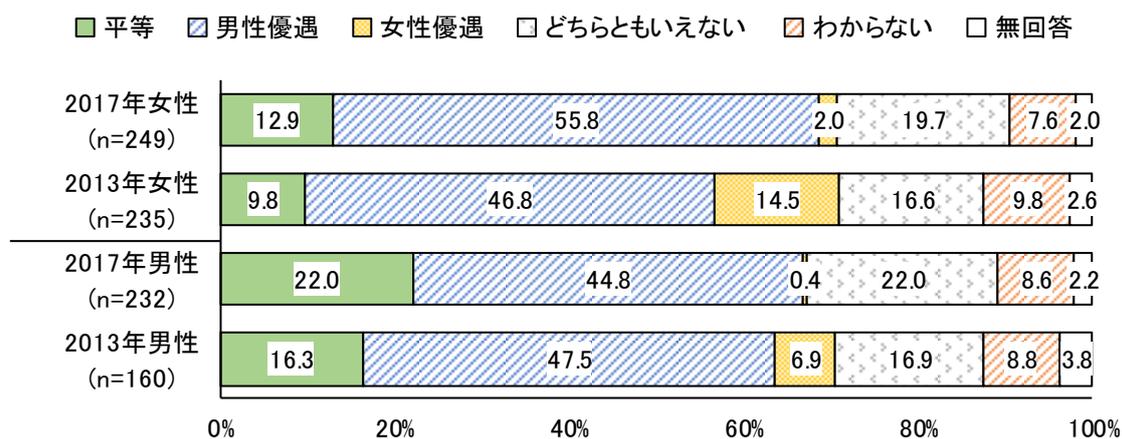
常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

第4章 施策展開

■男女の地位の平等感【地域社会の中では】



■男女の地位の平等感【しきたりや習慣では】



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## (1) 情報の収集と提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
男女共同参画関連図書収集と企画展の実施	関連図書を図書館資料として所蔵する。 また、特集コーナーを開設する。	図書館	継続
男女共同参画学習機会の情報提供	講演会等の情報は、ホームページ等に随時掲載する。	人権推進課	継続
市民意見の積極的な聴取と情報公開	計画策定期間には、男女共同参画市民意識調査の実施と結果の公表をする。 また、講座等の参加者からアンケートを実施する。	人権推進課	継続

## (2) 学習及び成果発表機会の提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
地域住民との協働による地区公民館講座と地区公民館まつりの充実	地区公民館自主事業や公民館講座を実施する。	生涯学習課	継続
市民の声を活かした講座をつくるためのアンケートの実施	講座の申し込み時や終了時にアンケートを実施する。	生涯学習課	継続

## (3) 社会通念や習慣の見直し

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
地域活動における固定的性別役割分担意識の解消	男女がともに地域で活躍できるよう、意識改革を図るための啓発をする。	人権推進課	継続
人権・同和問題講演会や研修会などを通じた人権意識の高揚	人権・同和問題に関する講演会を実施し、あらゆる人権問題に関する差別意識の解消に向けた啓発をする。	人権推進課	継続

### 1-3 働く場で助け合う意識づくり

#### 【現状と課題】

雇用の場における男女共同参画を推進するため、誰もがその能力を十分に発揮し、仕事と生活を両立することができるよう、多様で柔軟な働き方等を通じた、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が課題となっています。

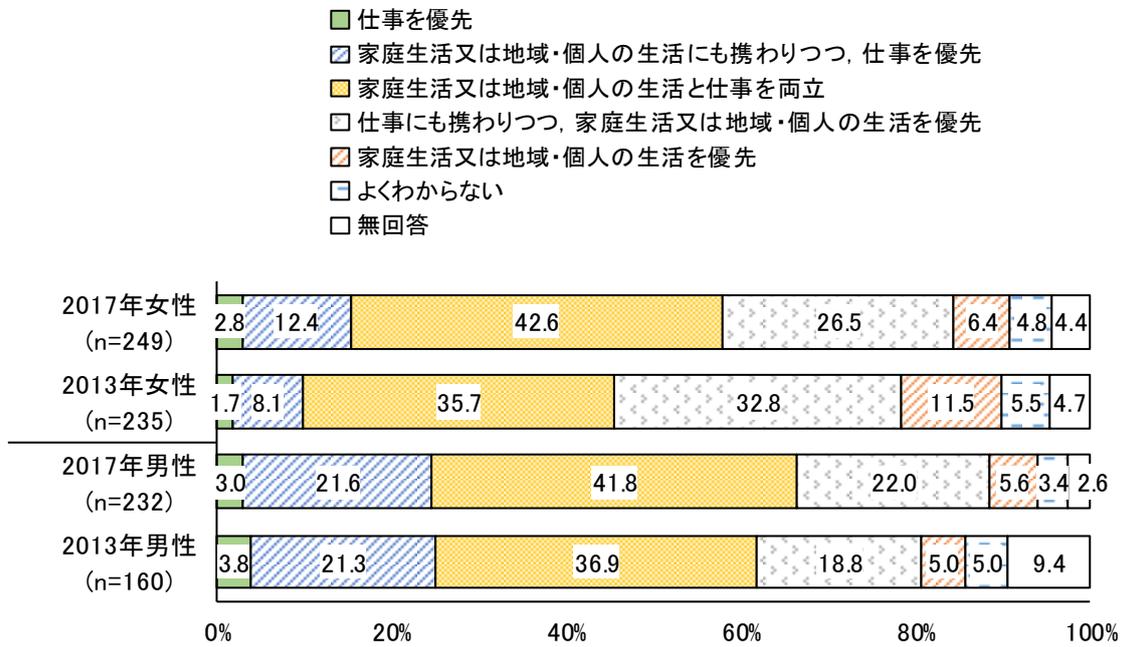
市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスについての理想は、男女ともに「家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を両立」が最も多く、女性では42.6%、男性では41.8%と、5年前の調査より多くなっています。

一方で、現実には、「家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を両立」と答えた男性は9.5%、女性は16.5%にとどまっています。

この5年間で、ワーク・ライフ・バランスをめぐる男女の現状は大きく変化しており、男女がお互いに尊重し合い、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を向上させ、十分に発揮し活躍することができ、理想の生活スタイルを実現することができるよう、職場における意識啓発を推進していく必要があります。

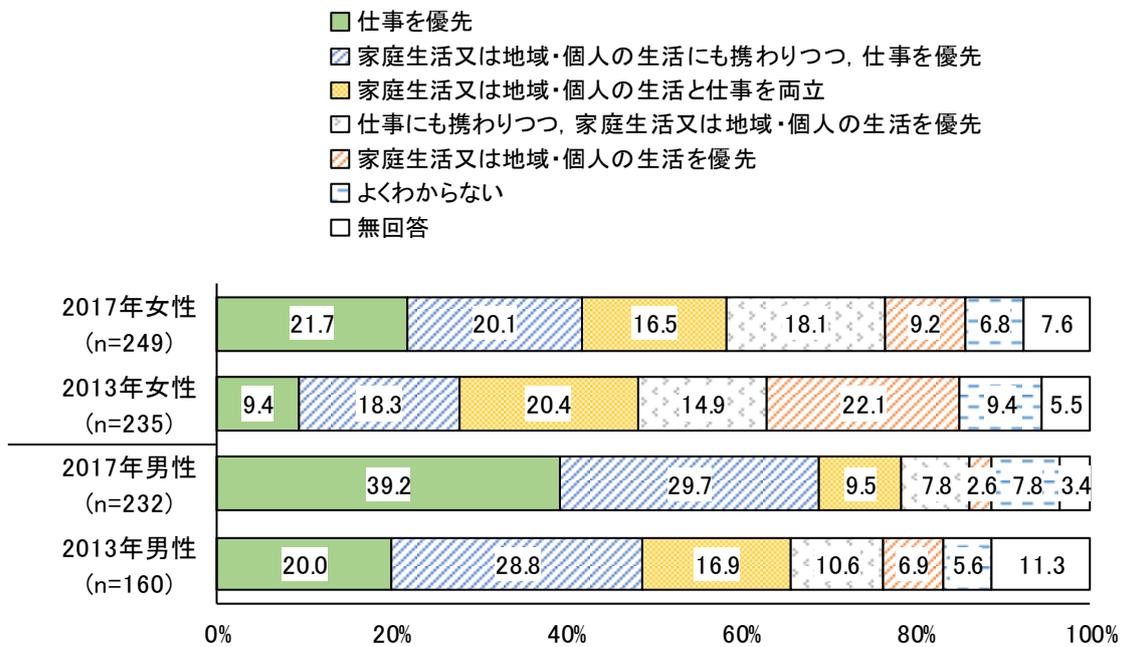


■仕事と生活の調和【理想】



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

■仕事と生活の調和【現実】



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## 第4章 施策展開

### (1) 情報の提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
市内事業所への情報提供	市内事業所に国・県等で取り組む推進施策に係る情報を提供し、男女共同参画推進の啓発に努める。	人権推進課	継続

### (2) 働きやすい就労環境の整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	男女共同参画広報紙等を事業所に配布し、意識啓発に努める。	人権推進課 商工観光課	継続
一般事業主行動計画の策定促進	事業所や関連団体等との連携を進め、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について、啓発や情報提供を行う。	人権推進課	新規

### (3) 職場環境の整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
職員研修の開催	行政が市民への男女共同参画のモデルとなるよう、職員研修会を実施し、意識の向上を図る。	人権推進課	継続
	年齢・階級別に職員の研修会を開催し、意識と公務力の向上を図る。	総務課	継続
研修会などによる育児・介護休業法の活用促進	新規採用職員研修会で制度の内容を説明し、知識の向上を図る。	総務課	継続
女性職員の管理職への積極的な登用	女性職員の係長登用を積極的に行うとともに、ステップアップを徐々に進め、女性管理職の登用率を上げる。 また、「常総市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げた登用率の目標値を上回るようにする。	総務課	継続
女性職員の研修等への参加支援	茨城県自治研修所等に女性職員を積極的に受講させ、幅広い分野で活躍できる資格と能力の向上を図る。	総務課	継続
職員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を職員個人が意識し、働きやすい環境となるよう啓発する。	総務課	新規

1-4 教育の場で育ち合う意識づくり

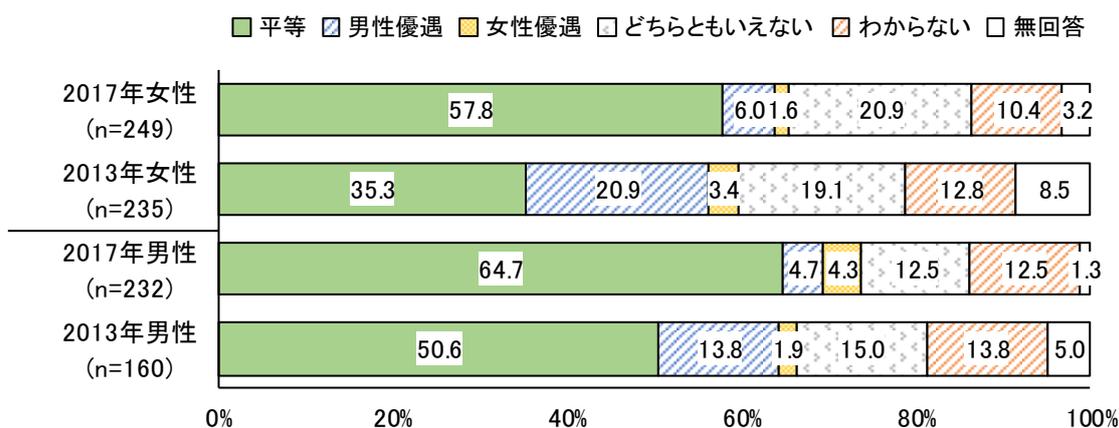
【現状と課題】

私たちは、幼い頃からの生活環境の中で、社会的性差（ジェンダー）の影響を受けて生活様式や行動を身につけてしまう場合があります。人権意識や男女平等感を育てるために、幼児・学童期での学校や家庭教育の果たす役割は非常に重要なものです。

市民意識調査では、男女の地位の平等感において、教育の中では、男女ともに「平等」が過半数を占めており、男性では64.7%、女性では57.8%を占めています。特に女性では5年前の調査から22.5ポイント増加しており、平等感が高まっていることがわかります。

学校教育の場における男女共同参画の意識づくりは、男女共同参画の基本となるものであるため、継続して取組を推進していくことが大切です。

■男女の地位の平等感【教育の中では】



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## 第4章 施策展開

### (1) 指導・支援体制の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
一人ひとりの個性を生かす 保育生活、学校生活の推進	児童の成長に合わせた保育 を実施する。	こども課	継続
	学習指導形態（グループ・ペ ア学習）指導形態（TT・少人 数指導）などの工夫をする。	指導課	継続
男女共同参画を実践するた めの生活科、技術・家庭科、 保健体育科授業の充実	家庭と仕事を両立できるよ う、男女共同参画社会の一員 としての心を育む授業内容 の工夫や教員同士の授業研 修を行う。	指導課	継続
関係各課との連携による性 教育及び思春期保健指導等 の充実	ゲスト・ティーチャーを活用 して、保健師・栄養士が小中 学校で思春期の性教育や食 育を実施する。	指導課	継続



## 1-5 国際的視野を身につける意識づくり

## 【現状と課題】

本市における外国人在住数は年々増えており、2017年では4,680人、2,258世帯（21頁参照）となっています。

また、近年では、情報化の進展やSNS等の急速な普及等により、日本を訪れる外国人旅行者も増加しており、国際的視野を身につける必要性がさらに高まっています。

今後は、学校教育における英語教育のみならず、外国人との交流の機会を通じて、お互いの文化や生活習慣、意識を理解し、国際的視野を身につけることが必要です。

## (1) 国際交流・理解の促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
市内在住外国人との交流会の実施	民間やボランティア団体による交流事業や日本語教室などを支援する。	市民と共に考える課	継続
ALT*を活用した学校における国際理解の促進	市内幼稚園・小中学校にALTを派遣し、外国人とのコミュニケーションを図り、国際理解を深めていく。	指導課	継続

\*ALT (Assistant of Language Teacher)：日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手の略。



## 基本目標2 いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

### 2-1 家庭で進める環境づくり

#### 【現状と課題】

これまで女性の負担となってきた育児や介護などは、若い世代では男性の理解と協力も得られ、家庭の中では家事に対する認識が少しずつ変化しているように思われます。

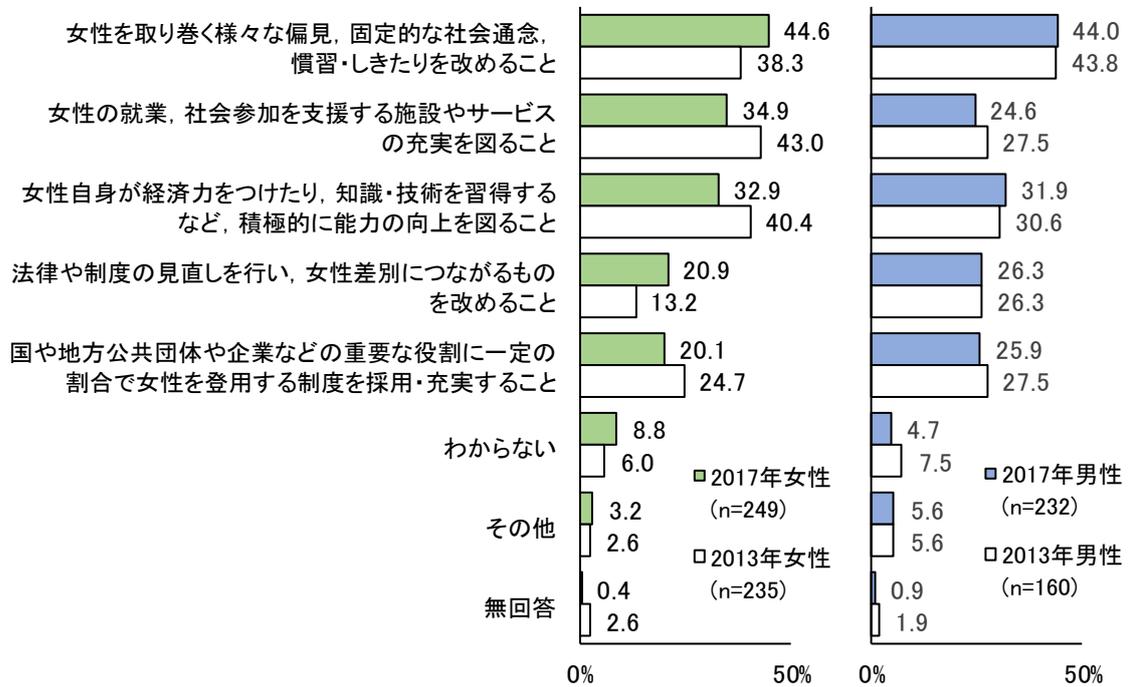
しかし、「女は家庭、男は仕事」という固定的役割分担意識は今もなお残っており、女性の正規雇用者の数が増えていないという現状があります。さらに、長時間労働や休日出勤などの勤務状況により、理想と現実の違いが生じ、仕事と家庭の両立が困難になってしまい、女性が希望しても昇格を望めないという現状があります。

市民意識調査では、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うことについて、男女ともに「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多くなっています。女性では、前回調査時から6.3ポイント高くなり、順位も第3位から第1位となっています。

今後は、男女ともにいろいろな生き方ができる社会を築くために、「家事や育児は女性の仕事」といった固定的な性別役割分担意識を改め、家事や育児等を協力・分担して行うなど、生活の基礎となる家庭の中から改善していくことが必要です。



■男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## 第4章 施策展開

### (1) 家事への参画促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
ごみ問題に取り組むための勉強会の実施	家庭内の環境意識の啓発活動として3R（リサイクル・リユース・リデュース）の促進と周知を図る。	生活環境課	継続
男性の家事・育児を対象とした事業の実施	市内の団体等と協力し、子どもと男性保護者を対象とした講座等を開催し、男性の積極的な家事・育児参加を促す。	人権推進課	継続

### (2) 子育てへの参画促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
子育てサークルの育成及び活動への充実	新生児訪問や乳幼児健診、また民間の子育てサークルも含めて各教室で子育て支援を行う。	保健推進課	継続
	更生保護女性会のメンバーと連携をとりながら、総合福祉センターの「おやこのひろば」を活用して支援を行う。	社会福祉課	継続
子育て講演会の開催	「食育」の大切さを知ってもらうための講演会、「子育て支援」に関する講演会を実施する。	こども課 (子育て支援センター)	継続
保護者を対象とした子育て相談の充実	就学指導の一環として、児童サービスセンターと協力した子育て相談業務を実施する。	指導課	継続
託児付き講座・教室の実施	ボランティアによる託児付き講座・教室の実施及び託児室設置を検討する。	生涯学習課	継続

## (3) 介護への参画促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
男女で参加できる介護教室の充実	市内の介護保険事業所及び医療機関に委託し、介護技術や介護者の健康維持のために家族介護教室を開催する。	幸せ長寿課	継続
介護家族ネットワークの育成及び活動への支援	在宅で介護している家族を支援するため、介護者間で交流できる事業を実施するとともに地域包括支援センター等窓口相談や通報への対応を行う。	幸せ長寿課	継続
介護ヘルパーの育成及び男性ヘルパー活用の促進	ホームヘルパー研修受講支援事業において、介護職員初任者研修受講者への受講費用の一部を助成する。	幸せ長寿課	継続



2-2 地域で進める環境づくり

【現状と課題】

地域は家庭とともに、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進の取組は男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となっています。

男女共同参画社会基本法の制定から19年が経ち、様々な領域で女性が活躍する場面が増えるなど、男女共同参画社会の実現のための取組は着実に進められつつあります。

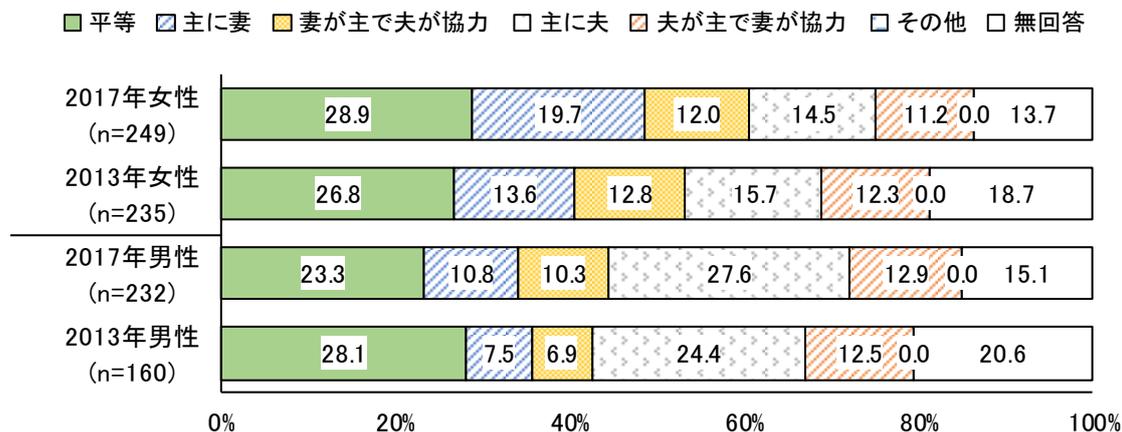
市民意識調査では、地域活動への参加について、女性では「平等」が28.9%で最も多く、前回調査時から2.1ポイント高くなっていますが、「主に妻」が19.7%で続き、前回調査時から6.1ポイント高くなっています。一方、男性では「主に夫」が27.6%で最も多く、次いで「平等」が23.3%となっており、前回調査時から順位が逆転しています。

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する広報・啓発活動などの取組を推進してきた結果、人々の意識は少しずつ変化しつつありますが、男女の役割分担の認識に差があるように、固定的な役割分担の意識はまだ根強いのが実態です。

地域における男女共同参画社会を実現するためには、家庭とともに、家族間の付き合いや地域での支え合いが重要です。

そのため、一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、主体的に地域に参画するとともに、多様な主体が連携・協働しながら様々な取組を積み重ねていくことが求められます。

■家庭内の役割分担【地域活動への参加】



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## (1) 人材の育成と活用

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
リーダーの育成	女性人材育成につながる講座への参加を支援する。	人権推進課	継続
あらゆる分野における女性の人材発掘及びリストの作成と活用	有資格者リストを作成し、配置などに活用をする。	総務課	継続
	さまざまな分野のボランティア講師を募集し、活用する。	生涯学習課	継続
農業分野におけるリーダー育成	女性農業委員など農業における女性リーダーの育成及び活動への支援をする。	農業委員会事務局	継続

## (2) 活動の機会提供と促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
各種審議会・委員会への女性登用の促進	女性登用率を上げるために啓発活動をする。	人権推進課	継続
市政懇談会における女性の参画促進	女性団体じょうそう事業委員会との市政懇談会を実施する。	秘書課	継続
女性団体の育成及び団体間交流への支援	市主催の研修会や学習会、また、県や近隣市町村主催の講演会等に積極的に参加し、自主的な運営ができるように継続して支援する。	人権推進課	継続
	交通安全母の会の活動を支援する。	生活環境課	継続
	地域女性団体連絡会の活動支援をする。	生涯学習課	継続
	日赤奉仕団・戦没者遺族会女性部に対する研修や事業実施の協力をする。	社会福祉課	継続
	生活改善グループ連絡協議会への協力と支援を行う。	農政課	継続

#### 第4章 施策展開

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
女性消防団員の入団促進	女性団員は火災予防・応急手当・地域交流・消防団活動の普及啓発を主に期待され、各種イベントへの参加や火災予防パレードを行うほか、児童クラブ・幼稚園・保育所に訪問しての火災予防啓発や一般住宅へ訪問し住宅用火災警報器の推進を行う。 また、災害時には避難所において災害弱者等の対応を行う。この活動の中で必要性をPRし、入団促進に努める。	防災危機管理課	継続
各種まつり・イベント事業への男女の参画促進	各種イベントに女性団体の参加を積極的に働きかけ、女性の意見を尊重したイベントを推進する。	商工観光課	継続
生涯学習講座におけるボランティア講師の育成と活用の促進	生涯学習を通して結成された自主サークルの中から、講座の講師を募集し、講師として活用を促進する。	生涯学習課	継続



## 2-3 働く場で進める環境づくり

## 【現状と課題】

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、誰もが性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ\*<sup>1</sup>の推進につながります。

国では、男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション\*<sup>2</sup>を始めとする様々な取組を進め、2015年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性活躍推進法が成立しました。

しかし、M字カーブ問題はいまだ解消されておらず、就業を希望しながら子育てや介護等を理由に求職していない女性は多くなっています。

また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント\*<sup>3</sup>、男女間の賃金格差など、女性の活躍を阻害する問題は多く、男女の均等な機会及び待遇の確保が課題となっています。

市民意識調査において、職場の中では「男性優遇」が男女ともに最も多くなっています。

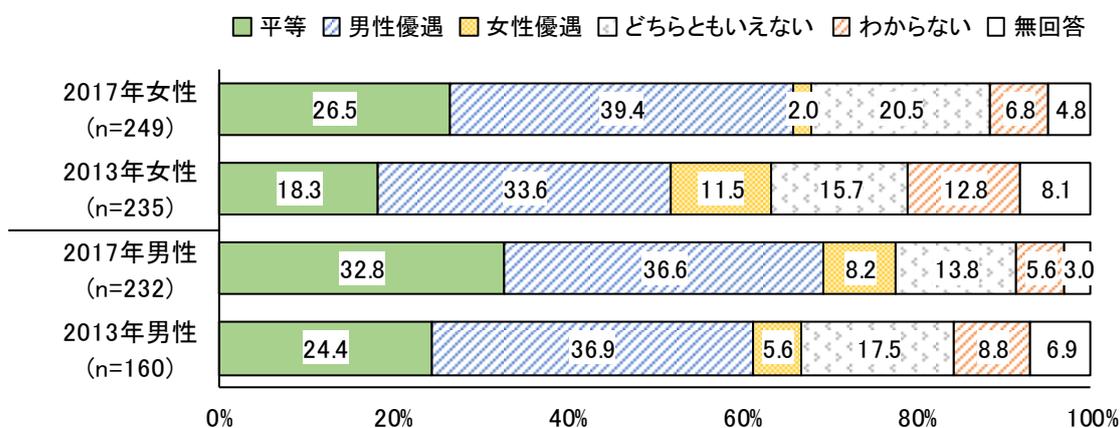
また、女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは、「家事や育児、介護との両立がむずかしいこと」が男女ともに圧倒的に高く、前回調査からも上昇しています。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても誰もがその選択において能力を十分に発揮することができるよう、再就職、起業、自営業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進めるとともに、ポジティブ・アクションの推進等による職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための取組などが求められます。

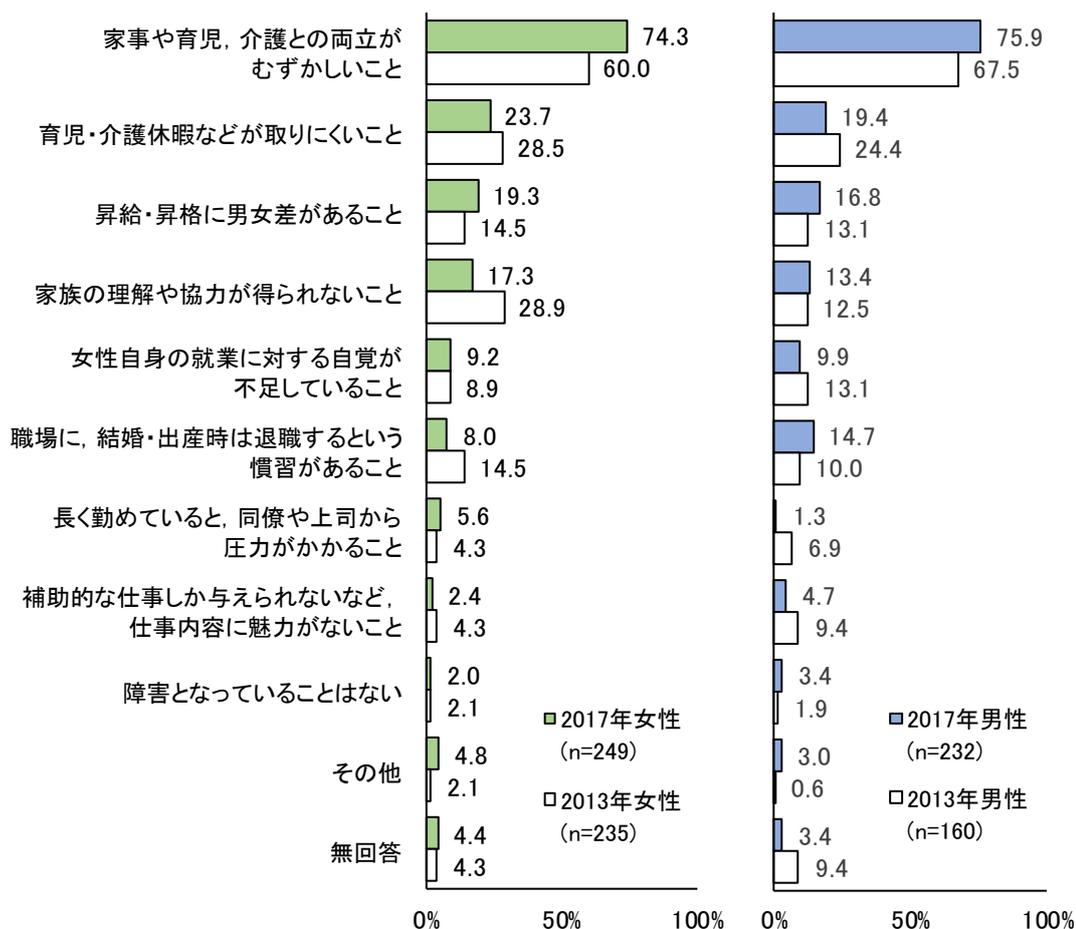
- \*1 ダイバーシティ：「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
- \*2 ポジティブ・アクション：「積極的改善措置」と言われています。固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に生じている差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。
- \*3 マタニティハラスメント：職場などでの、妊娠・出産に関するいやがらせのことです。妊婦に直接いやがらせを言ったりしたりするほか、妊娠を理由に自主退職を強要する、育児休暇を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなどの行為も含まれます。

## 第4章 施策展開

### ■男女の地位の平等感【職場では】



### ■女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていること



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## (1) 多様な働き方への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
家族経営協定*の推進	農業経営が次世代に継承されるよう家族経営協定を締結することを推進する。	農政課	継続
経営能力向上研修会の実施など商工会女性部活動への支援	講習会や講演会等の開催による支援をする。	商工観光課	継続

\*家族経営協定：家族農業経営をよりよいものにするために、労働時間、労働報酬、休日等について文書により取り決めを行い、それぞれ自覚を持って経営に参加することを目的に締結します。

## (2) 女性が活躍できる環境整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
保育内容の充実	未満児保育・延長保育・一時保育・学童保育など多様な保育施策を充実させる。	こども課	継続
就職活動のための保育の実施	求職活動に専念できるよう支援する。	こども課	継続
ワーク・ライフ・バランスの促進	事業所に対し、先進的取組事例などの紹介・情報提供をすることにより、働きやすい職場環境づくりの意識高揚を促進する。	人権推進課	継続
女性が働きやすい就労環境の整備の啓発	職場におけるセクシャル・ハラスメント防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直しなど、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就労環境の整備の啓発に努める。	人権推進課	新規
事業所向けの啓発活動の推進	事業所との協働による男女共同参画を推進する環境づくりを進めるため、市内事業所を対象に男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援、イクボスなどをテーマとする講座を開催する。	人権推進課	新規
性別にとらわれない採用、研修、配置、昇進などの人事管理の推進	適材適所の人事配置など、働き手の能力開発に効果的な人事異動の実施に努め、女性の登用拡大を推進する。	総務課	継続

2-4 教育の場で進める環境づくり

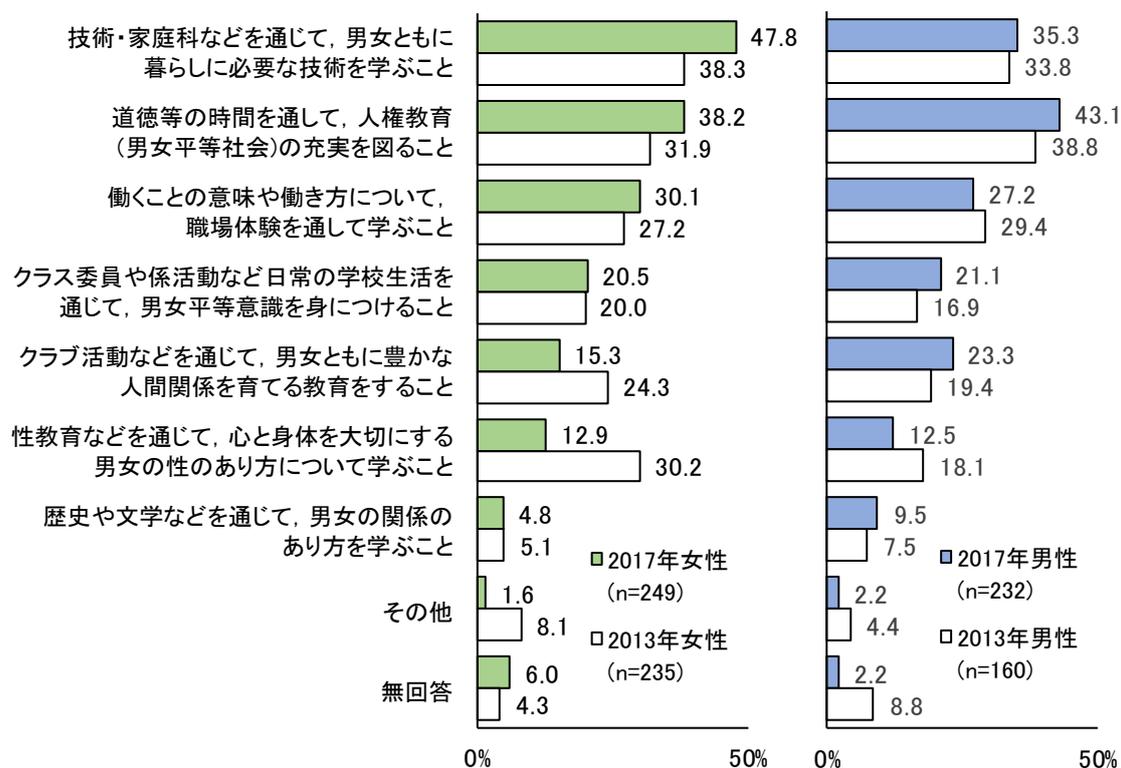
【現状と課題】

現在、学校での男女平等の意識は高く、学級委員や生徒会役員なども男女の区別なく選ばれています。幼いころから、子どもたちが自分の個性や能力を発揮していく中で、性別にとらわれず、いろいろな生き方ができるような教育が必要です。

市民意識調査では、男女が対等な関係で協力しあって暮らす社会を作るために、学校教育で力を入れてほしいことについて、女性では「技術・家庭科などを通して、男女ともに暮らしに必要な技術を学ぶこと」が最も多く、男性では「道德等の時間を通して、人権教育（男女平等教育）の充実を図ること」が最も多くなっています。

いずれも男女ともに前回調査時から割合が高くなっており、様々な機会を通じた取組の充実が求められます。

■男女が対等な関係で協力しあって暮らす社会を作るために、学校教育で力を入れてほしいこと



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## (1) 保育・教育内容の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
性別にとらわれない進路指導の充実	児童生徒が性別にとらわれず、個性を活かして主体的に行き方を選択し、自立して生きることのできるよう進路指導の充実に努める。	指導課	継続
あらゆる機会を通じた男女共同参画学習の充実	学校生活における様々な場面において、常に男女平等の意識づくりとお互いに協力し合う心の育成を念頭において指導に当たる。	指導課	継続
生徒集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実	小中学校において実施している集会活動の中で「なかよし集会」「国際交流集会」「お年寄りとの交流集会」等で、児童生徒の人権意識の啓発に努める。	指導課	継続

## (2) 学校生活の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
男女がお互いの性を尊重し、共同参画できる生徒会活動や学校行事等への支援	県のハートいっぱい運動や、さわやかマナーアップ運動により、男女が協力し合う生徒会活動の充実に努め、「あいさつ運動」や「ボランティア活動」等への支援に努める。	指導課	継続

## 2-5 国際社会で進める環境づくり

### 【現状と課題】

本市は、外国人住民数がつくば市に次いで県内2番目に多く、ブラジルショップ、ブラジル人学校なども立地し、国際化社会を身近に感じることができます。

また、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることで、全国的に国際理解を深めていこうという意識や機運が高まっています。

地域における男女共同参画を推進するためには、グローバルな視点を持ち、国際的な活動と連携することも重要であり、国境を越えて、人々が互いの現状について情報交換し、相互理解を深め、連帯感を共有することは、視野を広げ刺激を与え合い互いの行動を促すことにつながります。

今後、外国人との交流などを通じ、お互いの文化や生活習慣の違いを理解し、国際社会に対応できる市民を育成し、外国人も一緒に生活していくうえで、住みやすい環境を整えるため、市民との協働で在住外国人への支援を行う必要があります。

### (1) 国際社会としての整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
外国人のための生活相談事業の充実	一般相談として、国籍に関係なく相談を受け対応する。	市民課	継続
	外国人の方が安心して暮らせるための相談の充実を図る。	市民と共に考える課	継続
外国人児童生徒のための学習支援の充実	外国人児童生徒が多く在籍する小中学校に、外国人児童生徒支援員を配置し、授業の支援及び、外国人保護者と学校の間で通訳・翻訳業務を行う。	指導課	継続



## 基本目標3 お互いに支えあうための土台づくり

### 3-1 健やかなところとからだを保つ土台づくり

#### 【現状と課題】

近年、少子高齢化社会がさらに進み、健康増進法の改正や地域包括システム強化のための介護保険法の一部を改正、また、子ども・子育て支援新制度が制定されるなど、現代のニーズにあった施策が整備され、取り組んでいる現状があります。

また、本市では「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」を本計画に包含しており、今後は、いのちを支える支援対策として、自殺予防対策が求められています。

市民意識調査では、「職場におけるセクシャル・ハラスメント」や「パートナーからの暴力」が女性の人権問題になっていると回答した方が多くみられました。近年、配偶者や交際相手からの暴力などの事件も多く報道され、殺人等の事件にまで及ぶ場合もあることから、行政としての支援体制も重要になってきています。

また、被害があったにもかかわらず「相談しなかった」と回答した方が、女性では4割弱、男性では7割強もあり、さらにその割合は前回調査時から大幅に増加しています。

なお、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」や「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」といった回答が多くなっています。

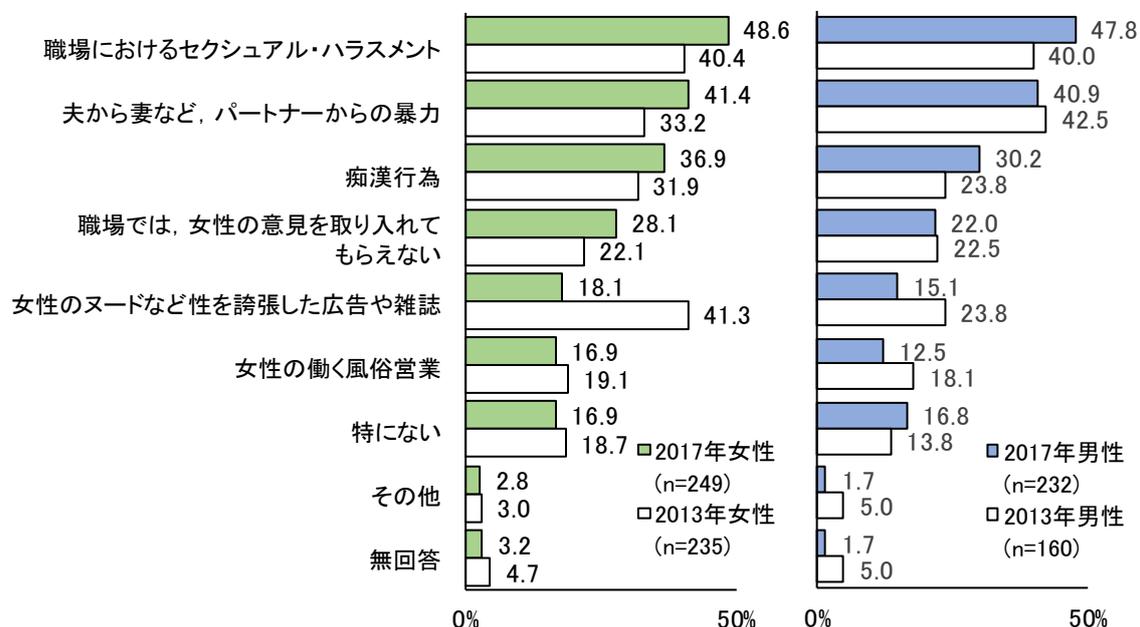
男女がお互いに支え合い、ともに活躍できる社会を築くためには、社会環境のみならず、男女の心と体がともに健康であることが重要です。

そのため、ライフステージや目的に応じた健康づくりへの支援を実施するとともに、どんなことでも気軽に相談できる環境づくりや、相談内容に応じた柔軟な対応をとることができる体制づくりをより一層充実していくことが重要です。

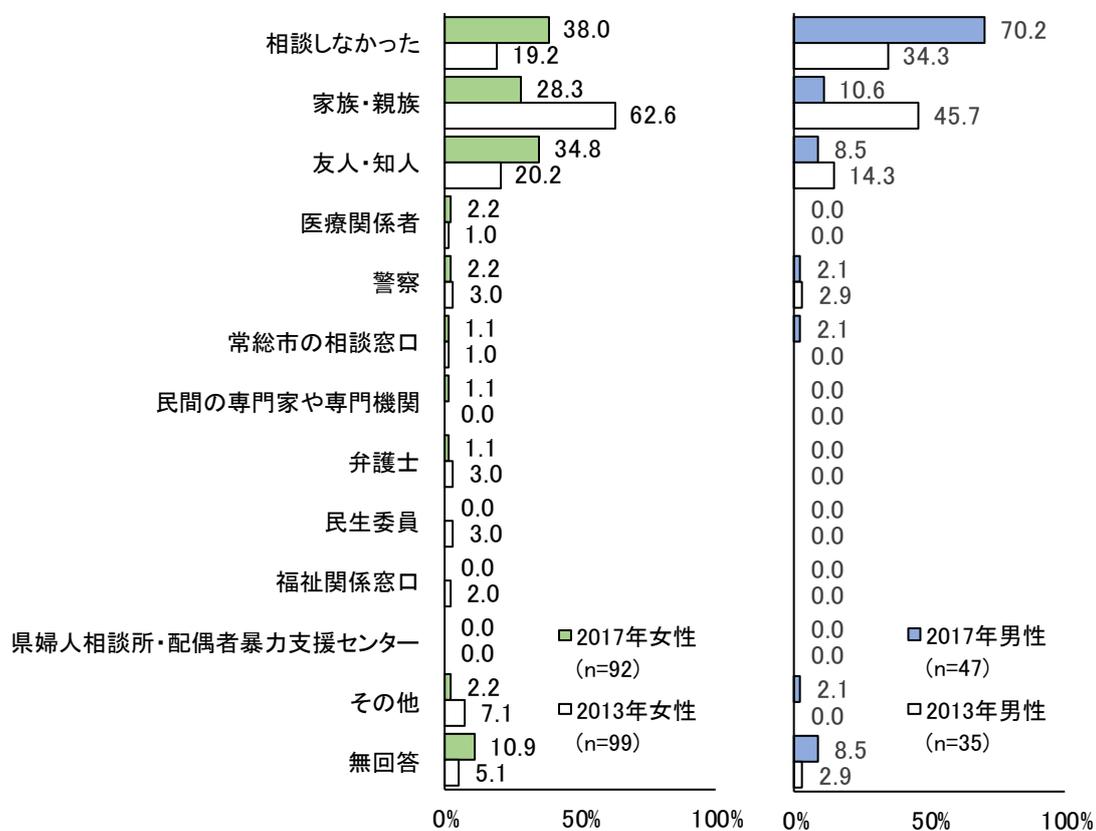


## 第4章 施策展開

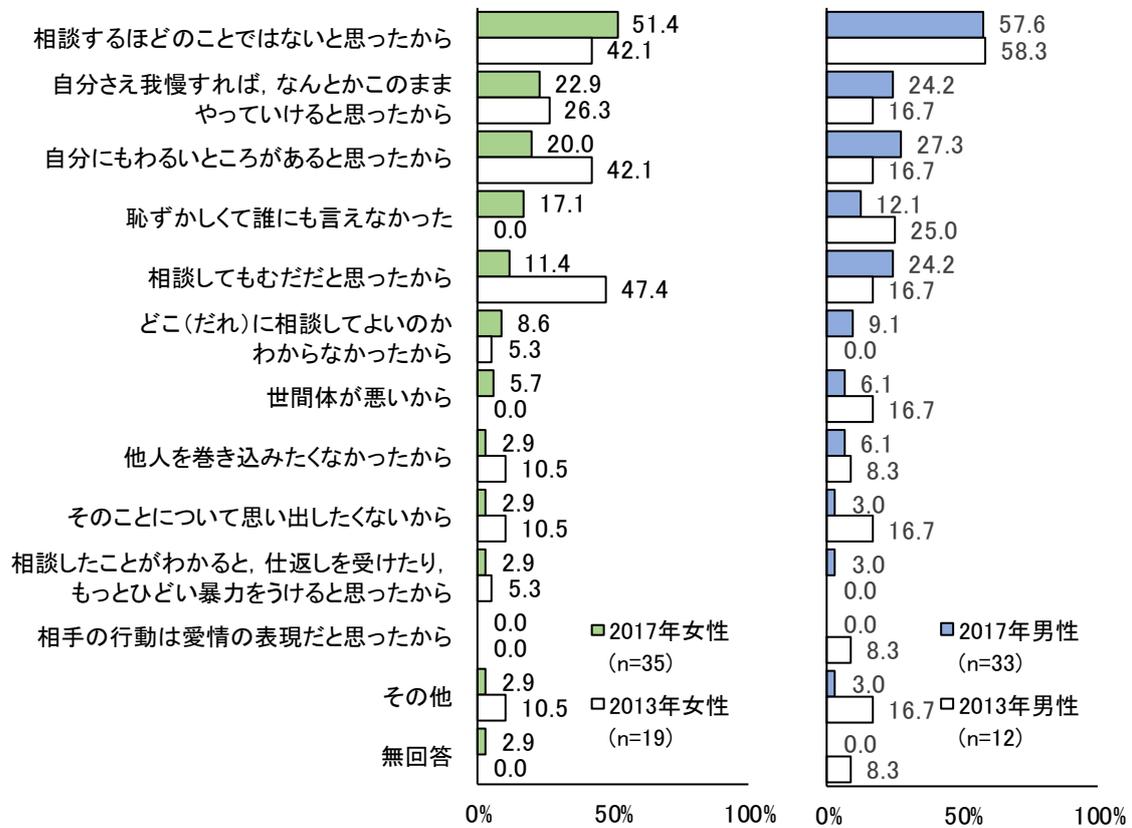
### ■女性の人権が尊重されていないと思うとき



### ■実際にDV被害にあったときの相談先（DV被害にあった経験がある方の回答）



■相談しなかった理由（DV被害にあった経験があり、相談しなかった方の回答）



常総市：男女共同参画社会に関する市民意識調査

## 第4章 施策展開

### (1) 健康づくり・管理への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
各年代にあわせた各種健康 診査の充実	39歳以下の市民を対象に成人病検診を実施し、若年層からの生活習慣病の予防・早期発見を図る。 がん検診は、市民が受診しやすい検診体制を図り、集団検診の他に委託医療機関での個別検診を実施する。	保健推進課	継続
	国民健康保険加入者で30歳以上の人間ドック・脳ドック検診受診者の費用補助及び40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を実施、健診結果により特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの重症化予防に努める。	健康保険課 保健推進課	継続
関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	各種健康教室、相談及び講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図る。	保健推進課	継続
	各種スポーツ大会及び教室を開催し、事業の充実を図る。	スポーツ振興課	継続
	市民歩く会やグランドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。	スポーツ振興課 保健推進課	継続



## (2) 性と命が尊重される環境整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
人権尊重教育における性の大切さを意識する教職員研修会の実施	学校人権教育の一環として、各小中学校において、校内研修を充実するとともに市人権教育研修会への全職員参加や各種研修会・講演会の参加報告等、職員の人権意識の高揚に努める。	指導課	継続
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の理解の促進	乳幼児訪問や健診・相談の際、家族計画を含めた女性の妊娠・出産・育児を支援する。また、早期教育の観点から、思春期学習を含め、指導課と連携を保ちながら検討する。	保健推進課	継続
DV 被害者支援体制の構築	DV被害者を支援できる人材を育成するための研修会への案内や参加を促し、地域での支援活動を広げる。	人権推進課	継続

\*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考えです。1994年にカイロで開催された国際人口・国際会議において提唱され、翌年の第4回世界女性会議に引き継がれた概念で、性と生殖に関わるあらゆることについての健康（身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であること）と権利をさし、健康が保障され、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。



3-2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり

【現状と課題】

近年、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

そのために、子どもや高齢者、障がいのある方など、生活に困難を抱える人などが、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していくことが求められています。

また、近年頻発している災害の経験と教訓を踏まえ、防災・復興における女性の参画やリーダーシップ等、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めていくことが必要です。

今後は、このような多様な視点による取組を充実していくことで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを形成し、ひいては男女共同参画社会や誰もが安心して働ける社会の実現につなげていくことが重要です。

(1) 子どもへの支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
ひとり親家庭への支援の充実	母子寡婦協議会への支援及び母子・父子家庭の集い事業を支援する。	こども課	継続
子どもと大人及び障がいのある方全ての交流活動の充実	地域で暮らす子どもや高齢者、主婦、障がいのある方等の交流を図り、困ったことがあれば助け合い、「ひとりぼっちを作らない」を実践する交流会の活動を支援する。	社会福祉課	継続
子どもの人権を尊重するための相談体制の充実	適応指導教室を開設し、相談活動体制の充実を図る。	指導課	継続
子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	地区子ども会育成支援に努め、子どもまつりを実施する。	生涯学習課	継続
	青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会（キャンプ）を実施する。	スポーツ振興課	継続
青少年健全育成活動の充実	青少年相談員による街頭指導活動や青少年市民会議による社会環境整備一斉活動等を実施する。	生涯学習課	継続
子どもを守る体制の充実	子どもを守る防犯ボランティアへの協力を依頼する。	生涯学習課	継続

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討	幼児の医療費支給対象年齢が2018年10月から高校生相当年齢まで引き上げられ、所得制限の撤廃を行い、すくすく医療費支給事業を支援する。	健康保険課	継続
関係機関との連携による小児医療体制の充実	休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために、協力病院が輪番制で診療を分担し、いつでも安心して救急医療が受けられるよう支援する。	保健推進課	継続

## (2) 高齢者への支援

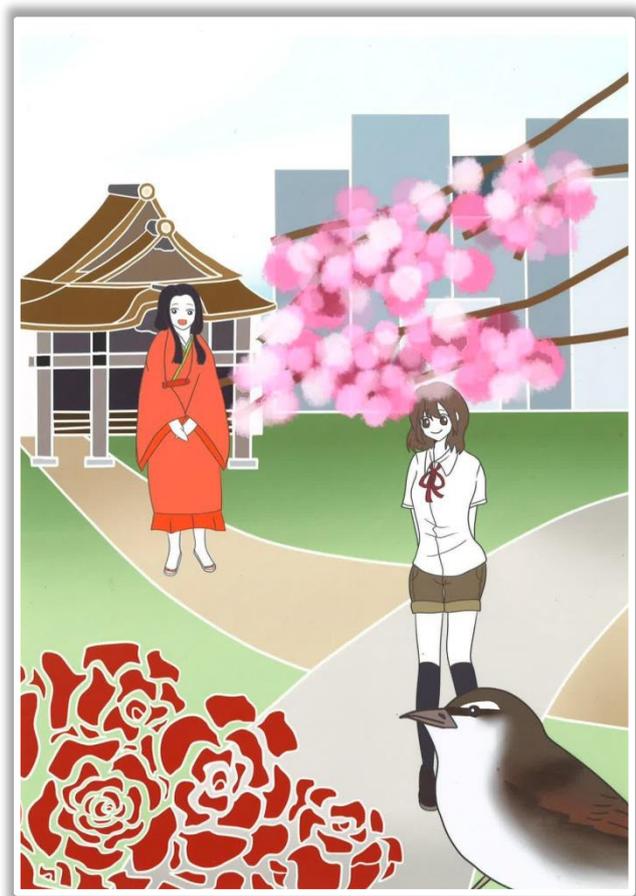
具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
高齢者の生きがい活動への支援	高齢者が、自らの経験や能力を基に、活動できるようボランティア活動等の周知を行う。	幸せ長寿課	継続
高齢者の就労活動への支援	定年退職後において、地域社会に根ざした就労・社会参加の場として、シルバー人材センター事業を支援する。	幸せ長寿課	継続
高齢者の総合的な相談体制の充実	地域包括支援センター等での24時間相談体制を実施する。	幸せ長寿課	継続
高齢者が地域で元気に暮らし続けることができる支援体制の充実	介護予防教室や認知症対策事業の充実を進めるとともに、見守り事業の見直しと拡充を図る。	幸せ長寿課	継続

## (3) 障がいのある方への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
障がいのある方の社会参加活動への支援	障がいのある方が親子の集いなどに参加することにより、機能回復訓練を兼ねて体力の増進と協調精神を養い、自立と社会復帰の意欲の高揚を図る。	社会福祉課	継続
障がいのある方の就職活動への支援	就労相談のあった障がいのある方に対しては、各種就労支援策の説明や利用の提案を行い、関係機関と連携をとりながら必要に応じた支援を行う。	社会福祉課	継続



## 第5章 計画の推進



水海道第一高等学校 やまぐち 山口 かのん 花音さん



## 第1節 推進体制の整備

### 1 常総市男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、市の男女共同参画関連施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁議の構成職員を主に組織する常総市男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内関係課で構成する常総市男女共同参画推進委員会を活用し、計画の推進体制を充実させます。

### 2 常総市男女共同参画推進審議会の運営

市長の附属機関として、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表者で組織する常総市男女共同参画推進審議会を運営し、男女共同参画基本計画の策定、推進に関する施策等の進捗状況の確認などを実施します。

### 3 市民参画の促進

市民等と行政との協働による施策の推進を図るため、市民や団体等との連携を強化し、様々な分野へ積極的な市民参画を促進します。また、市政への意見の反映と男女共同参画の機会の拡充に努めます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、市民一人ひとりの理解と取組が必要であることから、本計画を広く市民に周知し、あらゆる分野において男女共同参画の視点を深めることに努めるとともに、意思決定過程における市民との連携を図ります。

### 4 近隣市町村との連携

2012年から県西地区10市町で「県西ブロック男女共同参画研究会」を立ち上げ、連携を図りながら、情報交換・共同事業・研修会等を行っています。

男女共同参画社会実現に向けての取組を効率的に推進するために、近隣市町村との連携を更に強化・充実させていきます。

### 5 国や県の関係機関との連携

男女共同参画に関する施策は、就労・医療・相談事業等、常総市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。

### 6 事業者との連携

男女共同参画社会を実現するために、事業者が男女共同参画に関する理解を深め、仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組める体制の充実が重要です。事業者との連携を図り、男女が職場と家庭生活の両立ができるよう職場環境づくりへの取組の促進を図ります。

## 第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、各課の実施事業について「男女共同参画計画進捗状況報告書」を作成し、毎年公表します。

また、常総市男女共同参画推進審議会において、事業の実施状況を把握し、男女共同参画の推進に関する施策や、その他必要な事項を定め、あらゆる機会に男女共同参画社会の啓発に努めます。

## 第3節 目標値の設定

取組の効果を検証するため、基本目標ごとに目標値を定め、評価・見直しを行います。

### 基本目標1 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

項目	年度	実績値		目標値
		2013	2017	2023
市民意識調査の結果において、「家庭の中では平等」と答える人		36.7%	45.0%	70.0%
市民意識調査の結果において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対と答える人		47.0%	47.8%	70.0%
市民意識調査の結果における、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度		—	32.5%	50.0%

### 基本目標2 いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

項目	年度	実績値		目標値
		2013	2017	2023
審議会等への女性委員比率		26.3%	25.8%	37.0%
市民意識調査の結果において、女性が仕事を続けることの障害は「家事や育児、介護との両立が難しいこと」と答えない人		37.2%	25.4%	50.0%
市民意識調査の結果において、「職場の中では平等」と答える人		20.9%	29.4%	50.0%

### 基本目標3 お互いに支えあうための土台づくり

項目	年度	実績値		目標値
		2013	2017	2023
女性防災士の人数		4人	27人	60人

## 資料編

### 【当初】

- 計画策定の経過
- 常総市男女共同参画推進条例
- 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 常総市男女共同参画推進本部設置規程
- 常総市男女共同参画推進本部委員名簿
- 常総市男女共同参画推進委員名簿
- 諮問書
- 答申書
- 市民意識調査の概要
- ジェンダーギャップ指数



## 計画策定の経過

日付	内容
2017年(平成29年) 11月	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 調査の対象1,500人 回収数493人 回収率32.87%
2018年(平成30年) 5月	第2次常総市男女共同参画計画の各事業の進捗状況調査実施
6月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)の各課施策事業調査
7月	第1回常総市男女共同参画推進委員会開催 第1回常総市男女共同参画推進本部開催
8月	第1回常総市男女共同参画推進審議会開催
9月	第2回常総市男女共同参画推進委員会開催
10月	第2回常総市男女共同参画推進本部開催 第2回常総市男女共同参画推進審議会開催 諮問
11月	第3回常総市男女共同参画推進審議会開催 答申
12月	第3回常総市男女共同参画推進本部開催
2019年(平成31年) 2月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)庁議報告
3月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)議会報告



「推進審議会によるグループワーク」

## 常総市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 22 日

条例第 6 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 14 条)

第 3 章 男女共同参画推進審議会(第 15 条—第 20 条)

第 4 章 補則(第 21 条)

#### 附則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。

しかし、固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が依然として残されており、私たちの生き方に影響を与えている現実があり、男女平等の実現に向け、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、少子高齢化、国際化、情報化等の急速な進展により、個人の価値観、ライフスタイル等の多様化が進む社会状況において、私たちは、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる常総市を目指して、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本的理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進において基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、積極的に当該機会を提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力及び虐待をいう。

(5) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

(1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 男女が、性別による固定的役割分担意識を反映した慣行にとらわれることなく、多様な生き方を自由に選択できること。

(3) 男女が、あらゆる分野における施策方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、家庭の重要性を認識し、地域社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、社会生活との両立を行うことができること。

(5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展が著しいことを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努め、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動において、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力し、男女が職場と家庭生活における活動の両立ができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い及び人権の侵害をしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画に関して、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、常総市男女共同参画推進審議会(以下「推進審議会」という。ただし、第15条

## 資料編

を除く。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(報告書作成)

第9条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、関係者等に公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第10条 市は、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野の活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第11条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう学習の機会及び情報の提供その他必要な支援の実施に努めなければならない。

(総合的拠点施設の設置)

第12条 市は、市民、事業者、地域団体等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的拠点施設を整備するものとする。

(相談等の申出)

第13条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、性別による差別的取扱い、人権の侵害その他男女共同参画の推進を阻害する行為を受け、若しくはそのおそれがあるときは、市長に対して、相談等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けるための相談窓口を設置するものとする。

(苦情等の申出)

第14条 市民又は事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、推進審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 男女共同参画推進審議会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として、常総市男女共同参画推進審議会を設置する。

(所掌事項)

第16条 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 基本計画の策定

(2) 男女共同参画の推進に関する施策

(3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 17 条 推進審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表のうちから、市長が委嘱する。

この場合において、市民の委員の一部は、公募によるものとする。

(任期)

第 18 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 19 条 推進審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 推進審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要と認めたときは、推進審議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 4 章 補則

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年水海道市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

## 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
土 田 尚 宏	公募	
篠 崎 敏 子	公募	
渡 邊 裕 昭	公募	
海老原 和 子	公募	
飯 田 邦 男	公募	
堀 越 輝 子	常総市議会	
石 川 榮 子	常総市議会	会長
中 村 博 美	常総市議会	
中 莖 道 夫	青少年問題協議会	
岩 見 昌 光	工業懇話会	
石 川 美江子	商工会	
黒 澤 重 美	人権擁護委員	
秋 場 ふ ぢ	女性団体じょうそう事業委員会	副会長
倉 持 千鶴子	結城地域女性農業士会	
渡 辺 定 夫	自治区長連絡協議会	

## 常総市男女共同参画推進本部設置規程

平成 20 年 12 月 12 日

訓令第 11 号

改正平成 21 年 7 月 1 日訓令第 14 号

平成 22 年 3 月 29 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 常総市男女共同参画推進条例(平成 19 年常総市条例第 6 号。以下「条例」という。)

第 4 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、常総市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 8 条の規定による基本計画(以下「基本計画」という。)に基づく施策の推進
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、常総市庁議の設置及び運営に関する規程(平成 20 年常総市訓令第 10 号)第 3 条第 1 項に規定する職員(市長を除く。)をもって組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には副市長を、副本部長には市民生活部長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 本部長は、会議における協議の経過及び結果について、市長に報告しなければならない。

(推進委員会)

第 5 条 推進本部に、次に掲げる事項を実施させるため、推進委員会を置く。

- (1) 基本計画に基づく施策の調査、研究及び立案
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部課間の連絡及び調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、推進本部が指示する事項

(推進委員会の組織)

第 6 条 推進委員会の委員は、別表に掲げる課等の長又は当該課等の長が指名する所属職員とする。ただし、本部長は、必要に応じてこれ以外の職員を推進委員会の委員に加えるこ

## 資料編

とができる。

- 2 推進委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第7条 推進委員会の会議は、本部長の命により、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、会議における協議の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第3号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第6条関係）

課等名
市長公室防災危機管理課
総務部行政経営課
総務部人事課
市民生活部市民協働課
市民生活部市民課
市民生活部人権推進課
保健福祉部社会福祉課
保健福祉部高齢福祉課
保健福祉部こども課
保健福祉部健康保険課
保健福祉部保健推進課
経済環境部農政課
経済環境部商工観光課
都市建設部都市計画課
石下支所暮らしの窓口センター
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会事務局指導課

## 常総市男女共同参画推進本部委員名簿

職 名	氏 名	備 考
副 市 長	藤 島 忠 夫	本部長
教 育 長	岡 野 克 巳	
市長公室長	小 林 昭 仁	
総務部長	荒 木 悟 志	
市民生活部長	柴 典 明	副本部長
保健福祉部長	吉 原 克 美	
経済環境部長	宮 田 道 夫	
都市建設部長	木 村 茂 樹	
石下支所長	諏 訪 勝 彦	
教育部長	沼 尻 秀 子	
秘書課長	飯 泉 真由美	
議会事務局長	長 妻 克 美	
会計管理者	飯 田 恒 夫	

## 常総市男女共同参画推進委員名簿

課 名	氏 名	備 考
防災危機管理課	角 田 亮太郎	
人事課	宮 本 友 佳	
行政経営課	小田部 恵 美	
市民協働課	松 本 英 巳	
市民課	鈴 木 香 苗	
人権推進課	岩 渕 雄 太	
社会福祉課	鈴 木 真 実	
高齢福祉課	小 林 美喜子	
こども課	片 岡 浩 之	委員長
健康保険課	庄 司 のぞみ	
保健推進課	塚 本 剛 弘	
農政課	中 村 いづみ	
商工観光課	穂戸田 勇 一	
都市計画課	松 本 恵 莉	
暮らしの窓口センター	粟 野 真 実	
生涯学習課	柴 博 明	
指導課	中 村 由美子	副委員長

## 諮問書

平成 30 年諮問第 1 号

常総市男女共同参画推進審議会  
会長 石川 榮子 殿

第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】の策定について（諮問）

第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】の策定にあたり、常総市男女共同参画推進条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

### 諮問事項

第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】（案）の策定について

平成 30 年 10 月 31 日

常総市長 神達 岳志

## 答申書

平成 30 年 11 月 22 日

常総市長 神 達 岳 志 殿

常総市男女共同参画推進審議会  
会 長 石 川 榮 子

## 第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】(案) について (答申)

平成 30 年 11 月 22 日、第 3 回常総市男女共同参画推進審議会を開催し、第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】(案) については、慎重に審議した結果、適切であると考えここに答申いたします。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の項目について重視するよう要望いたします。

## 記

- 1 男女共同参画社会の実現のため、ワーク・ライフ・バランスを視野に入れた計画の推進に努められたい。
- 2 男女がお互いに認め合い、助け合い、ともに活躍できる社会を築くために、DV（ドメスティック・バイオレンス）やハラスメント防止の啓発を求める。
- 3 性別にかかわらずその個性と能力を発揮させるため、働く場での男女間の平等意識の啓発を求める。
- 4 男女共同参画の視点から防災活動に取り組み、災害発生時には女性や社会的弱者等の多様な意見を反映できるよう求める。



## 市民意識調査の概要

### 1 調査の目的

本計画の策定にあたって、今後市民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、市民意識調査を実施しました。

### 2 調査の種類

調査の種類は以下のとおりです。

調査対象	市内に住む18歳から70歳未満までの住民1,500人（無作為抽出）
実施方法	郵送による送付及び回収
調査期間	2017年11月1日から2017年11月17日まで

### 3 調査項目

項目	内容
基本属性	性別、年齢、結婚の状況、配偶者の共働きの有無、職業、家族構成
男女平等感	家庭、職場、教育、地域、しきたりや習慣、政治、法律や政治における男女の地位の平等感、平等になるために重要なこと
人権問題	女性の人権が尊重されていないと思うもの、DV被害の有無、相談先、相談しなかった理由
家庭生活	家庭内の役割分担、家庭での共同参画推進に重要なこと
教育	女らしさ男らしさの意識、学校教育で力を入れてほしいこと
仕事と家庭の調和	仕事と家庭の優先度、理想と現実
固定的役割分担意識	性別役割分担意識に対する考え方
就労	仕事の能力差の意識、女性の就労継続で障害になっていること、勤務先での男女の地位の平等感、男女が働きやすい社会に必要なこと
男女共同参画社会	男女共同参画社会のイメージ、男女共同参画に関する言葉の認知度、男女共同参画社会を実現するために市が力を入れるべきこと、女性が地域社会のリーダーになるために必要なこと
市政への要望	男女共同参画実現のための重点施策

#### 4 調査対象者

調査の対象者は以下のとおりです。

##### (1) 男女比

	配布数 (人)	比率 (%)
男性	793	52.87
女性	707	47.13
全体	1,500	100.00

##### (2) 年齢比

	配布数 (人)	比率 (%)
20～29歳	256	17.07
30～39歳	202	13.47
40～49歳	350	23.33
50～59歳	301	20.07
60～69歳	391	26.07
全体	1,500	100.00

#### 5 回収の結果

回収の結果は以下のとおりです。

##### (1) 男女比

	配布数 (人)	回収数 (人)	比率 (%)
男性	793	232	29.26
女性	707	249	35.22
性別未回答	—	12	
全体	1,500	493	32.87

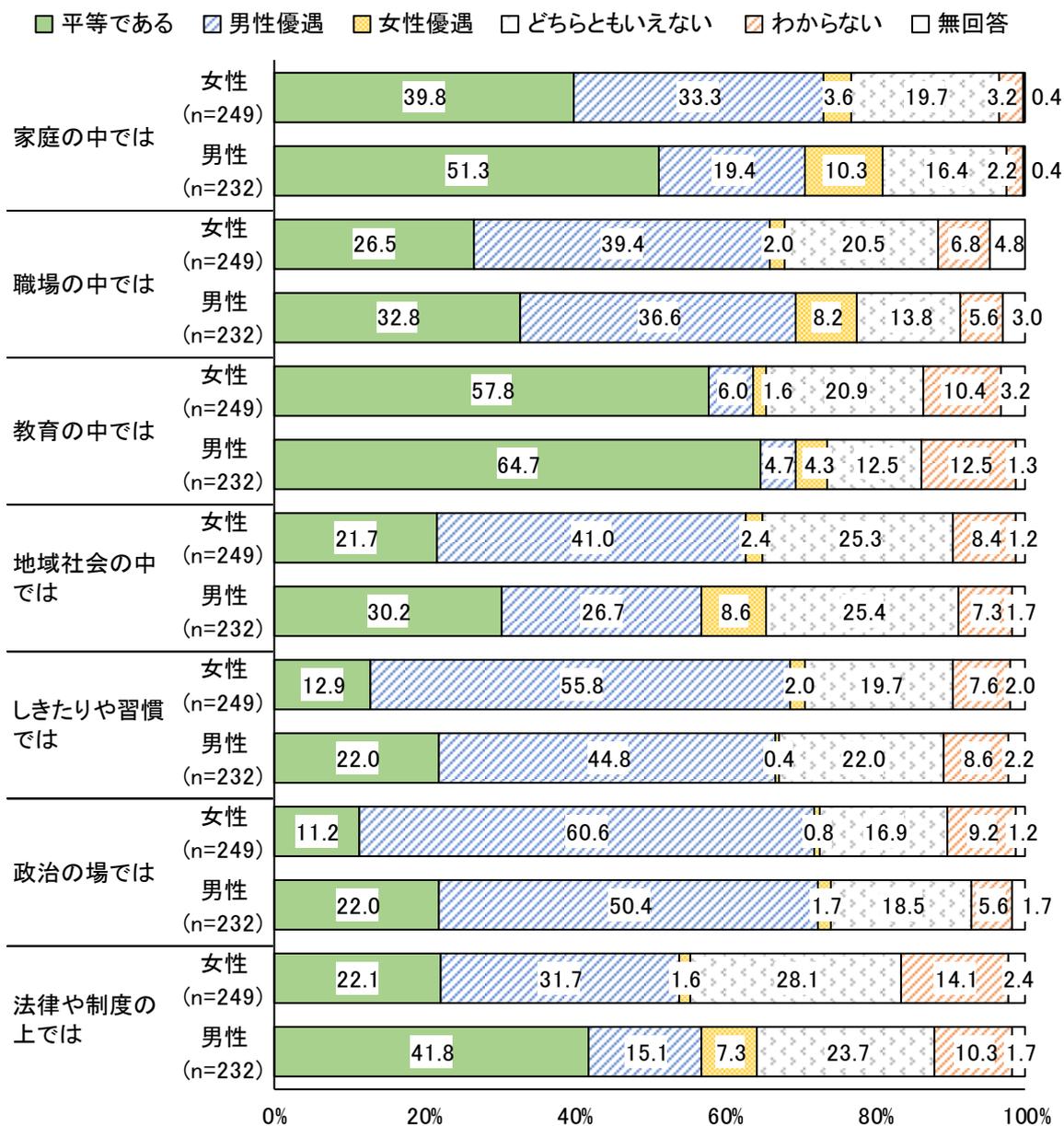
##### (2) 年齢比

	配布数 (人)	回収数 (人)	比率 (%)
20～29歳	256	63	24.61
30～39歳	202	66	32.67
40～49歳	350	82	23.43
50～59歳	301	109	36.21
60～69歳	391	164	41.94
年齢未回答	—	9	
全体	1,500	493	32.87

## 6 調査結果概要

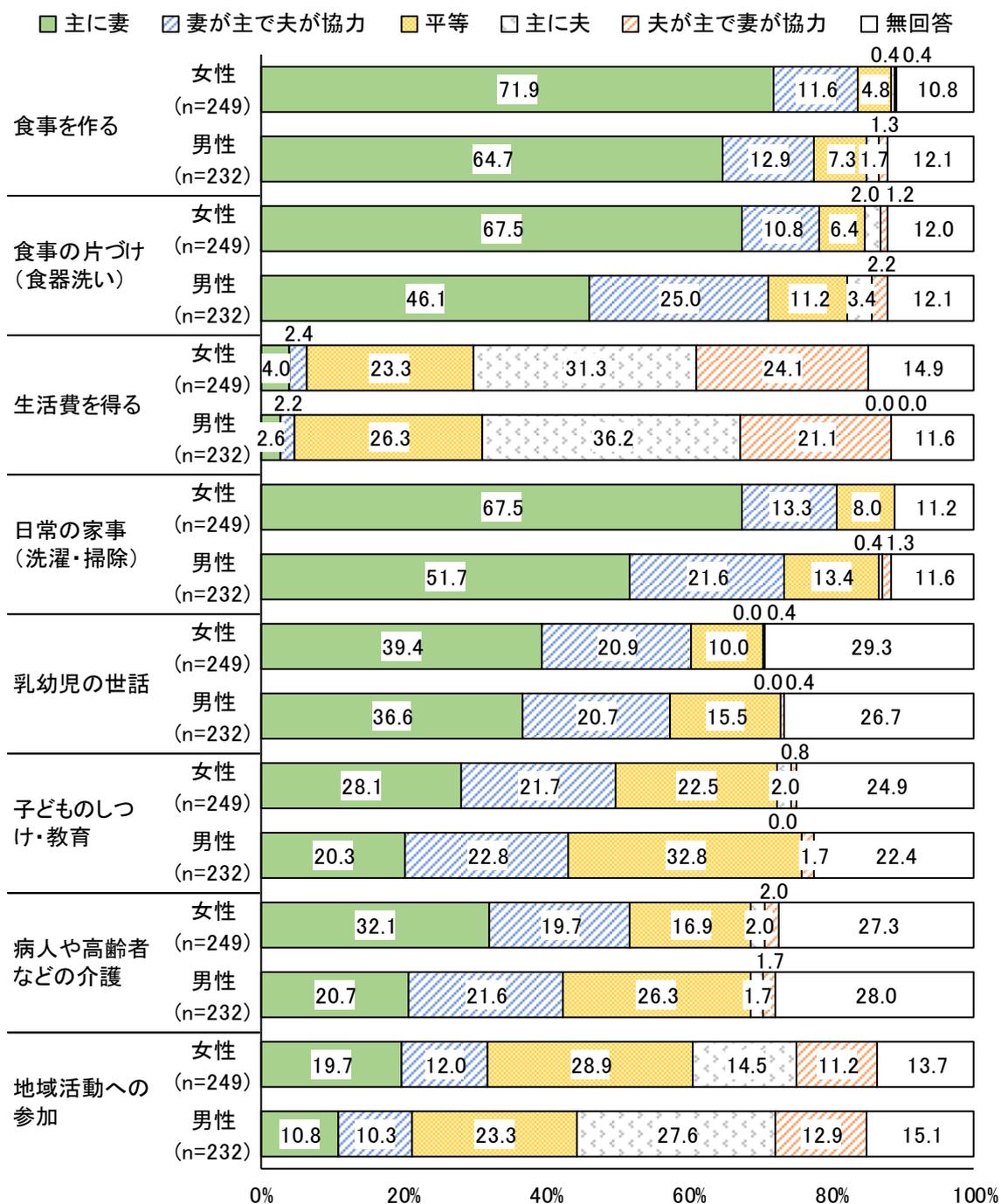
### (1) 男女の地位の平等感

問 あなたは、次にあげる分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。



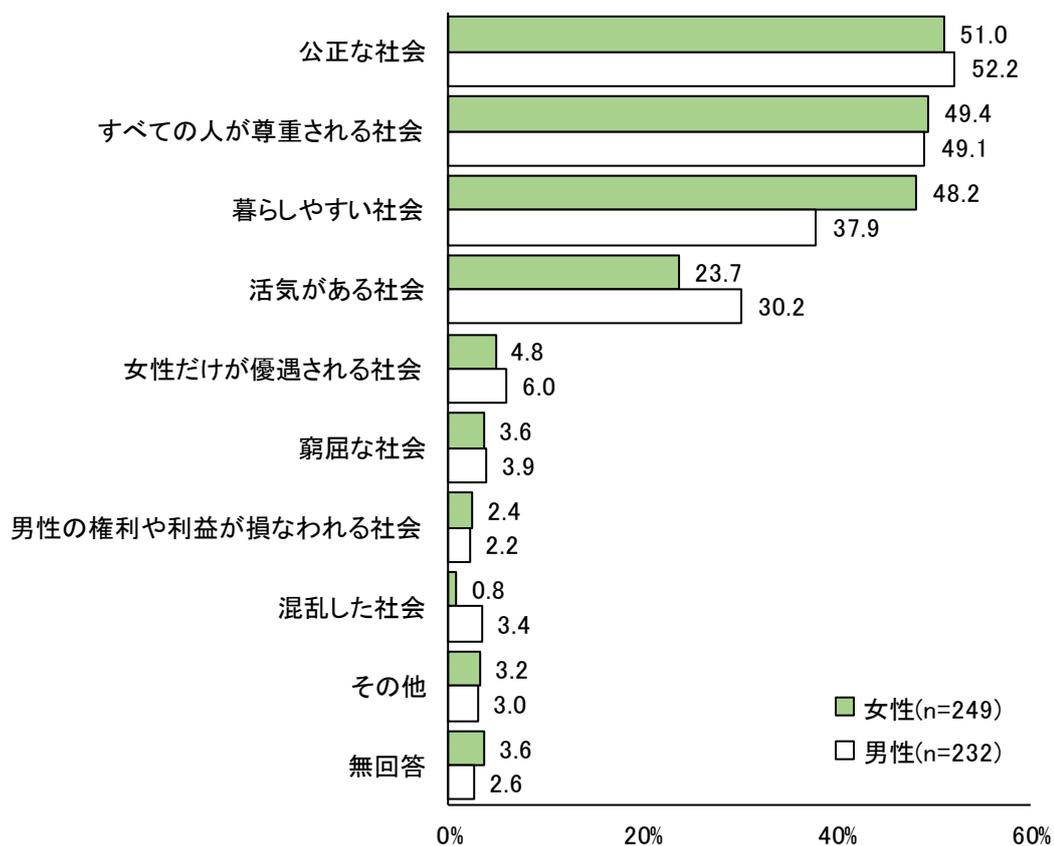
## (2) 家庭内の役割分担

問 あなたのご家庭では、夫婦でどのように家庭内の役割を分担していますか。



(3) 男女共同参画社会のイメージ

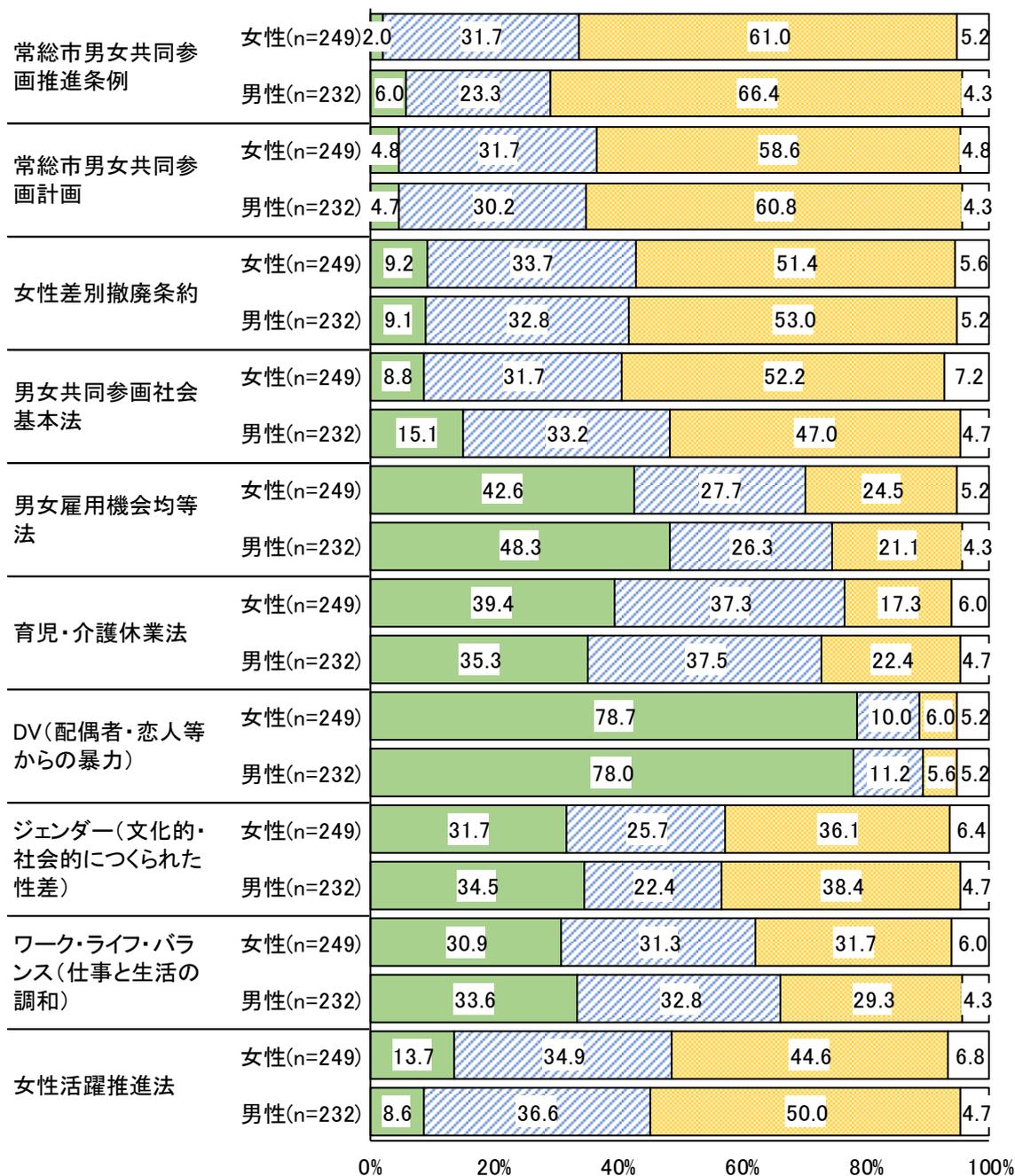
問 あなたは、「男女共同参画社会」という言葉からどのような社会をイメージしますか。



## (4) 男女共同参画に関する言葉の認知度

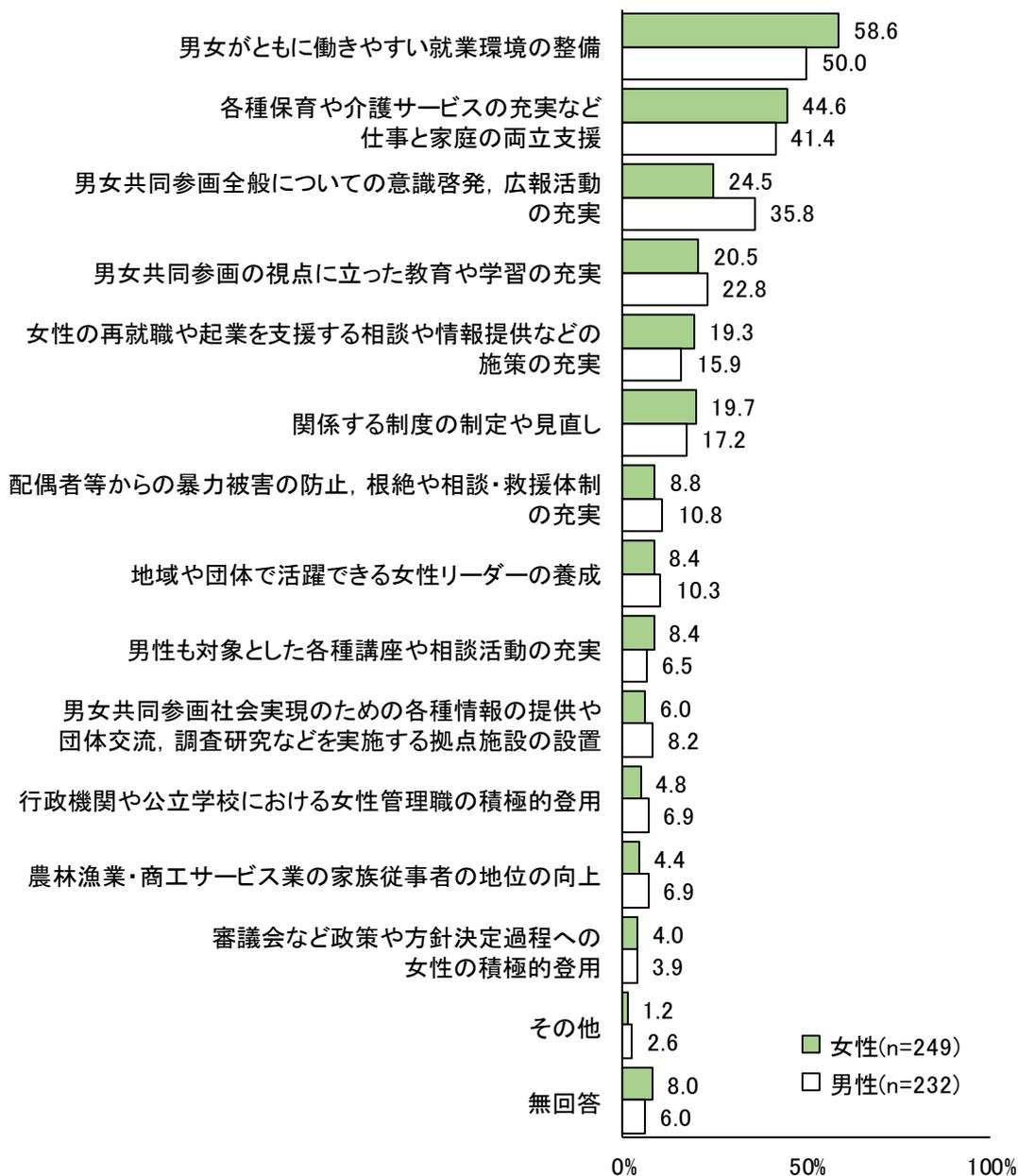
問 あなたは、次にあげた言葉を見たり聞いたりしたことはありますか。また、内容をご存じですか。

■ 知っている ■ 見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない ■ 全く知らない □ 無回答



(5) 男女共同参画社会を実現するために、今後市が力をいれるべきこと

問 男女共同参画社会を実現するためには、市は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。



## ジェンダーギャップ指数

## 【ジェンダーギャップ指数2018】

世界経済フォーラムから毎年発表されている世界各国の男女格差に関するレポートで、男女の格差を指数化し、各国を順位付けしています。上位ほど男女の格差が少なくなっています。(0が完全不平等、1が完全平等を意味しています)

2018年の日本の順位は、149か国中110位(前年は144か国中114位)でした。

## ■主な国の順位

順位	国名	総合スコア	経済活動の参加と機会のスコア	教育のスコア	健康と生存のスコア	政治への関与のスコア
1	アイスランド	0.858	0.793	0.999	0.968	0.674
2	ノルウェー	0.835	0.806	0.999	0.972	0.563
3	スウェーデン	0.822	0.808	0.998	0.969	0.512
4	フィンランド	0.821	0.786	1.000	0.977	0.519
5	ニカラグア	0.809	0.679	1.000	0.980	0.576
6	ルワンダ	0.804	0.743	0.961	0.973	0.539
7	ニュージーランド	0.801	0.761	1.000	0.970	0.472
8	フィリピン	0.799	0.801	1.000	0.979	0.416
9	アイルランド	0.796	0.725	0.996	0.970	0.493
10	ナミビア	0.789	0.804	0.999	0.980	0.375
12	フランス	0.779	0.685	1.000	0.974	0.458
14	ドイツ	0.776	0.734	0.976	0.973	0.418
15	イギリス	0.774	0.705	0.999	0.970	0.421
16	カナダ	0.771	0.748	1.000	0.971	0.365
51	アメリカ	0.720	0.782	0.998	0.976	0.125
70	イタリア	0.706	0.592	0.995	0.969	0.267
75	ロシア	0.701	0.741	1.000	0.980	0.085
103	中国	0.673	0.653	0.958	0.915	0.164
110	日本	0.662	0.595	0.994	0.979	0.081
115	韓国	0.657	0.549	0.973	0.973	0.134
149	イエメン	0.499	0.299	0.718	0.966	0.014



# 資料編

## 【改訂版】

- 計画策定の経過
- 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 常総市男女共同参画推進本部設置規程
- 常総市男女共同参画推進本部委員名簿
- 常総市男女共同参画推進委員名簿
- 諮問書
- 答申書

## 計画策定の経過

日付	内容
2017年(平成29年) 11月	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 調査の対象1,500人 回収数493人 回収率32.87%
2018年(平成30年) 5月	第2次常総市男女共同参画計画の各事業の進捗状況調査実施
6月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)の各課施策事業調査
7月	第1回常総市男女共同参画推進委員会開催 第1回常総市男女共同参画推進本部開催
8月	第1回常総市男女共同参画推進審議会開催
9月	第2回常総市男女共同参画推進委員会開催
10月	第2回常総市男女共同参画推進本部開催 第2回常総市男女共同参画推進審議会開催 諮問
11月	第3回常総市男女共同参画推進審議会開催 答申
12月	第3回常総市男女共同参画推進本部開催
2019年(平成31年) 2月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)庁議報告
3月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)議会報告
2020年(令和2年) 4月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)の各事業の進捗状況調査実施
8月	第1回常総市男女共同参画推進委員会開催
8月	第1回常総市男女共同参画推進本部会議開催
8月~10月	第1回常総市男女共同参画推進審議会開催 諮問及び答申
11月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)庁議報告
11月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)議会報告

## 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
土 田 尚 宏	公募	
海老原 和 子	公募	
岩 見 昌 光	工業懇話会	
山野井 君 代	結城地域女性農業士会	
飯 村 一 枝	人権擁護委員	
渡 邊 澄 江	坂東市立沓掛小学校元教諭	
飯 田 邦 男	大正大学及び明治学院大学非常勤講師	副会長
広 瀬 光 一	常総市議会	
柳 井 真 吾	常総市議会	
岡 野 一 男	常総市議会	
中 莖 道 夫	青少年問題協議会	
石 川 美江子	商工会女性部	
秋 場 ふ ぢ	女性団体じょうそう事業委員会	会長
篠 崎 孝 之	自治区長連絡協議会	

## 常総市男女共同参画推進本部設置規程

平成 20 年 12 月 12 日

訓令第 11 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日訓令第 14 号

平成 22 年 3 月 29 日訓令第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成 29 年 3 月 31 日訓令第 3 号

平成 30 年 12 月 11 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 29 日訓令第 3 号

### (設置)

第 1 条 常総市男女共同参画推進条例（平成 19 年常総市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、常総市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 8 条の規定による基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく施策の推進
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

### (組織)

第 3 条 推進本部は、副市長及び教育長のほか、常総市庁議の設置及び運営に関する規程（平成 20 年常総市訓令第 10 号）第 3 条第 1 項に規定する庁議構成職員をもって組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には副市長を、副本部長には市民生活部長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 本部長は、推進本部の会議における協議の経過及び結果について、市長に報告しなければならない。

### (推進委員会)

第 5 条 推進本部に、次に掲げる事項を実施させるため、推進委員会を置く。

- (1) 基本計画に基づく施策の調査、研究及び立案

- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部課間の連絡及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進本部が指示する事項  
(推進委員会の組織)

第6条 推進委員会の委員は、別表に掲げる課等の長又は当該課等の長が指名する所属職員とする。ただし、本部長は、必要に応じてこれ以外の職員を推進委員会の委員に加えることができる。

- 2 推進委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。  
(推進委員会の会議)

第7条 推進委員会の会議は、本部長の命により、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、推進委員会の会議における協議の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、男女共同参画の推進を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第3号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

資料編

別表（第6条関係）

課等名
市長公室防災危機管理課
市長公室市民と共に考える課
総務部総務課
市民生活部市民課
市民生活部暮らしの窓口課
市民生活部人権推進課
保健福祉部社会福祉課
保健福祉部幸せ長寿課
保健福祉部こども課
保健福祉部健康保険課
保健福祉部保健推進課
経済環境部農政課
経済環境部商工観光課
都市建設部都市計画課
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会事務局指導課

## 常総市男女共同参画推進本部委員名簿

職 名	氏 名	備 考
副 市 長	藤 島 忠 夫	本部長
教 育 長	岡 野 克 巳	
市長公室長	小 林 昭 仁	
総 務 部 長	沼 尻 秀 子	
市民生活部長	横 島 義 則	副本部長
保健福祉部長	吉 原 克 美	
産業振興部長	小 島 裕 治	
都市建設部長	木 村 茂 樹	
教 育 部 長	飯 村 順 子	
秘 書 課 長	飯 泉 真由美	
議会事務局長	古 谷 克 美	
会 計 管 理 者	宮 田 道 夫	

## 常総市男女共同参画推進委員名簿

課名	氏名	備考
市民と共に考える課	谷田部 裕 司	委員長
防災危機管理課	松 崎 典 子	
総務課	山 崎 汐 梨	
市民課	篠 塚 純 子	
暮らしの窓口課	粟 野 真 美	
人権推進課	岩 渕 雄 太	
社会福祉課	忍 田 雄 祐	
幸せ長寿課	中 島 結 衣	
こども課	小 川 明 美	副委員長
健康保険課	中 村 恭	
保健推進課	田 中 佑 一	
農政課	中 村 いづみ	
商工観光課	下 田 愛 子	
都市計画課	為 季 恵 理	
生涯学習課	山 口 詩 乃	
指導課	中 村 由美子	

## 諮問書

令和2年8月31日

常総市男女共同参画推進審議会  
会長 秋場 ふぢ 殿

常総市長 神達 岳志

常総市男女共同参画推進審議会への諮問について

このことについて、常総市男女共同参画推進条例（平成19年3月22日条例第6号）第8条第2項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 第2次常総市男女共同参画計画 後期実施計画の変更案について

以上

## 答申書

令和 2 年 10 月 12 日

常総市長 神達 岳志 殿

常総市男女共同参画推進審議会  
会長 秋場 ふぢ

### 第 2 次常総市男女共同参画計画 後期実施計画の変更案について（答申）

令和 2 年 8 月 31 日付諮問のありました標記のことにつきましては、令和 2 年度常総市男女共同参画推進審議会において慎重に審議した結果、適切であると考えここに答申いたします。

なお、本計画の推進にあつては、平成 30 年 11 月 22 日付答申を行った下記の項目について、引き続き重視した上で実施されるよう要望いたします。

#### 記

- 1 男女共同参画社会を実現するにあつては、ワークライフバランスを視野に入れた計画の推進に努められたい。
- 2 DV（ドメスティック・バイオレンス）や各種ハラスメントが大きな社会問題となっている現在、男女がお互いに認め合い、助け合い、ともに活躍できる男女共同参画社会を築くために、DV（ドメスティック・バイオレンス）や各種ハラスメント防止の啓発に努められたい。
- 3 性別にかかわらずその個性と能力を發揮させるため、働く場での男女間の平等意識の啓発を求める。
- 4 災害の増加に伴い、防災活動の重要性が年々高まっている。防災活動に取り組むにあつては、男女共同参画の視点を尊重し、災害発生時には女性や社会的弱者等の多様な意見を反映するよう努められたい。

以上

第2次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】

当初計画 2019年3月  
常総市市民生活部市民協働課男女共同参画係

改訂版 2020年10月  
常総市市民生活部人権推進課男女共同参画係

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3

TEL 0297-23-2111 (代表)

URL <http://www.city.joso.lg.jp/>

